

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について
相模原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例
相模原市職員定数条例(昭和 2 4 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表市長の事務部局の職員の項中「 3 , 3 4 1 人」を「 3 , 3 4 4 人」に改め、同表中

「

教 育 委 員 会 の 事 務 局 及 び 学 校 そ の 他 の 教 育 機 関 の 職 員	5 3 4 人
合 計	4 , 6 6 0 人

」

を

「

教 育 委 員 会 の 事 務 局 及 び 学 校 そ の 他 の 教 育 機 関 の 職 員	事 務 局 及 び 学 校 以 外 の 教 育 機 関 の 職 員	4 0 3 人
	学 校 の 職 員	3 , 2 6 8 人
	小 計	3 , 6 7 1 人
合 計		7 , 8 0 0 人

」

に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員のうち、事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の職員の定数にあっては、その合計の数を超え

ない範囲において、相互間で増減して取り扱うことができるものとする。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 併任を命ぜられた職員

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題への的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するための職員の定数及び定数の特例に係る規定の改正並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴う学校の職員の定数に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 4 号関係資料

相模原市職員定数条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 職員の定数に係る規定の改正(第 2 条関係)

ア 市長の事務部局の職員の定数の改正及び県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う学校の職員の定数の追加をするもの

部局別職員定数

部 局 別		定 数		
		現 行	増減人数	改 正 後
議 会 の 事 務 局 の 職 員		人 2 3	人 0	人 2 3
市 長 の 事 務 部 局 の 職 員		3 , 3 4 1	3	3 , 3 4 4
選 挙 管 理 委 員 会 の 事 務 局 の 職 員		1 0	0	1 0
監 査 委 員 の 事 務 局 の 職 員		1 5	0	1 5
消 防 職 員		7 1 3	0	7 1 3
人 事 委 員 会 の 事 務 局 の 職 員		1 0	0	1 0
農 業 委 員 会 の 事 務 局 の 職 員		1 4	0	1 4
教育委員会の 事務局及び 学校その他の 教育機関の職員	事務局及び学校以外 の教育機関の職員	5 3 4	3 , 1 3 7	4 0 3
	学 校 の 職 員			3 , 2 6 8
	小 計			3 , 6 7 1
合 計		4 , 6 6 0	3 , 1 4 0	7 , 8 0 0

イ 教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関の職員並びに学校の職員の定数については、相互間で増減して取り扱うことができるものとするもの

(2) 定数の特例に係る規定の追加(第 3 条関係)

併任を命ぜられた職員について定数外とすることができるものとするもの

2 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「250,400 円」を「250,600 円」に改める。

第 7 条の 3 第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

第 14 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 14 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 4 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 14 条の 7 第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に、「100 分の 100」を「100 分の 110」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に、「100 分の 47.5」を「100 分の 52.5」に改め、同項第 3 号中「100 分の 72.5」を「100 分の 77.5」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 97.5」に改める。

第 14 条の 10 第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改める。

附則第 17 項中「252,900」を「253,300」に、「221,100」を「221,500」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,100	189,100	225,000	259,400	285,900	316,500	360,600	406,200	456,500
	2	140,200	190,900	226,600	261,400	288,100	318,700	363,200	408,600	459,600
	3	141,400	192,700	228,200	263,300	290,400	321,000	365,600	411,100	462,600
	4	142,500	194,500	229,800	265,400	292,500	323,200	368,200	413,500	465,600
	5	143,600	196,100	231,400	267,300	294,500	325,400	370,300	415,400	468,600
	6	144,700	197,900	233,100	269,300	296,800	327,400	372,800	417,700	471,600
	7	145,800	199,700	234,700	271,400	299,100	329,600	375,200	419,800	474,600
	8	146,900	201,500	236,300	273,400	301,300	331,800	377,700	422,000	477,700
	9	148,000	203,000	237,900	275,500	303,400	333,900	380,200	424,000	480,400
	10	149,400	204,800	239,500	277,500	305,700	336,100	382,900	426,100	483,500
	11	150,700	206,600	241,100	279,600	307,900	338,200	385,500	428,200	486,500
	12	152,000	208,400	242,700	281,600	310,200	340,400	388,200	430,300	489,600
	13	153,300	209,700	244,300	283,600	312,300	342,300	390,600	432,000	492,300
	14	154,800	211,500	245,800	285,700	314,400	344,300	392,900	433,800	494,600
	15	156,300	213,200	247,300	287,700	316,600	346,300	395,100	435,800	496,900
	16	157,900	215,000	248,800	289,700	318,700	348,300	397,500	437,800	499,200
	17	159,100	216,700	250,300	291,700	320,800	350,200	399,300	439,700	501,300
	18	160,600	218,400	252,100	293,700	322,800	352,200	401,300	441,500	502,700
	19	162,100	220,100	253,900	295,800	324,900	354,100	403,200	443,300	504,200
	20	163,600	221,700	255,700	297,800	326,900	356,000	405,000	445,000	505,600
	21	165,000	223,300	257,400	299,800	328,800	358,000	406,900	446,800	506,800
	22	167,700	225,000	259,300	301,900	330,900	359,900	408,700	448,300	508,200
	23	170,300	226,700	261,100	303,900	332,800	361,900	410,500	449,700	509,700
	24	172,900	228,300	262,800	306,000	334,900	363,800	412,400	451,200	511,200
	25	175,500	229,800	264,800	307,800	336,500	365,800	414,200	452,600	512,300
	26	177,200	231,400	266,700	309,900	338,400	367,700	415,700	453,900	513,400
	27	178,900	232,900	268,500	312,000	340,400	369,700	417,200	455,200	514,600

28	180,600	234,300	270,300	314,000	342,300	371,700	418,800	456,400	515,800
29	182,100	235,700	272,000	315,900	344,000	373,200	420,400	457,400	516,800
30	183,900	236,900	273,900	317,900	345,900	375,000	421,700	458,100	517,700
31	185,700	238,100	275,800	319,900	347,800	376,800	423,000	458,900	518,600
32	187,500	239,400	277,500	322,000	349,600	378,400	424,200	459,600	519,500
33	189,100	240,700	279,200	323,500	351,500	380,200	425,400	460,300	520,300
34	190,600	242,000	281,100	325,500	353,300	381,600	426,700	461,100	521,200
35	192,100	243,300	282,900	327,500	355,100	383,100	428,000	461,800	521,900
36	193,600	244,600	284,800	329,600	356,800	384,700	429,200	462,400	522,400
37	194,900	245,600	286,400	331,500	358,200	386,100	430,400	462,900	523,100
38	196,200	247,100	288,100	333,400	359,500	387,300	431,200	463,500	523,700
39	197,500	248,600	289,900	335,400	360,900	388,500	432,000	464,100	524,500
40	198,800	250,100	291,700	337,300	362,300	389,600	432,800	464,700	525,100
41	200,000	251,500	293,400	339,200	363,600	390,700	433,400	465,200	525,600
42	201,300	252,900	295,100	341,100	364,500	391,900	434,100	465,700	
43	202,600	254,300	296,700	342,900	365,600	393,100	434,800	466,100	
44	203,900	255,600	298,300	344,800	366,700	394,200	435,500	466,400	
45	205,000	256,800	300,000	346,300	367,500	394,900	436,300	466,700	
46	206,300	258,100	301,700	347,700	368,400	395,600	437,100		
47	207,600	259,500	303,300	349,200	369,300	396,300	437,500		
48	208,900	260,800	305,000	350,700	370,200	397,000	438,200		
49	210,000	262,100	306,100	352,300	371,100	397,600	438,700		
50	211,100	263,200	307,600	353,100	371,900	398,200	439,100		
51	212,200	264,500	309,200	354,300	372,700	398,700	439,500		
52	213,300	265,800	310,800	355,300	373,500	399,100	439,900		
53	214,400	266,800	312,400	356,200	374,200	399,500	440,300		
54	215,400	267,900	314,000	357,300	374,900	399,800	440,700		
55	216,400	269,200	315,600	358,200	375,600	400,100	441,100		
56	217,400	270,500	317,100	359,300	376,300	400,400	441,400		
57	218,200	271,600	318,600	360,200	376,800	400,700	441,700		
58	219,200	272,600	319,800	360,900	377,400	401,000	442,100		

再任用職員及び任期付職員以外の職員

59	220,100	273,600	321,000	361,600	378,000	401,300	442,400
60	221,100	274,700	322,200	362,300	378,700	401,600	442,700
61	221,900	275,900	322,900	362,700	379,100	401,900	443,000
62	222,900	276,900	323,800	363,300	379,800	402,200	
63	223,900	277,800	324,600	364,000	380,400	402,500	
64	224,900	278,800	325,400	364,700	381,000	402,800	
65	225,600	279,500	326,300	365,000	381,400	403,100	
66	226,500	280,400	326,700	365,700	382,000	403,400	
67	227,500	281,200	327,400	366,400	382,600	403,700	
68	228,600	282,100	328,200	367,100	383,200	404,000	
69	229,400	283,100	329,000	367,400	383,600	404,200	
70	230,200	283,900	329,700	368,000	384,100	404,500	
71	230,900	284,700	330,400	368,700	384,600	404,800	
72	231,700	285,500	331,100	369,300	385,200	405,100	
73	232,500	286,300	331,600	369,600	385,700	405,300	
74	233,200	286,800	332,200	370,200	386,300	405,600	
75	233,900	287,200	332,700	370,900	386,900	405,900	
76	234,500	287,700	333,300	371,500	387,500	406,100	
77	235,200	287,800	333,600	371,900	388,000	406,300	
78	236,000	288,200	334,100	372,400	388,400	406,500	
79	236,800	288,400	334,500	373,000	388,800	406,700	
80	237,500	288,800	335,000	373,500	389,200	406,800	
81	238,200	289,000	335,400	374,000	389,500	406,900	
82	238,900	289,200	335,900	374,600	389,800	407,100	
83	239,600	289,600	336,400	375,100	390,100	407,300	
84	240,300	289,900	336,900	375,400	390,300	407,400	
85	240,900	290,200	337,200	375,800	390,500	407,500	
86	241,600	290,500	337,600	376,300	390,700		
87	242,300	290,800	338,100	376,700	390,900		
88	243,000	291,200	338,500	377,100	391,000		
89	243,700	291,500	338,800	377,500	391,200		

90	244,200	291,900	339,200	378,000	391,400				
91	244,600	292,200	339,700	378,400	391,600				
92	245,100	292,600	340,100	378,800	391,700				
93	245,400	292,700	340,300	379,100	391,900				
94		292,900	340,700						
95		293,300	341,200						
96		293,700	341,600						
97		293,900	341,700						
98		294,200	342,200						
99		294,600	342,600						
100		295,000	342,900						
101		295,200	343,200						
102		295,500	343,600						
103		295,900	344,000						
104		296,200	344,400						
105		296,400	344,900						
106		296,700	345,300						
107		297,100	345,700						
108		297,400	346,100						
109		297,600	346,600						
110		298,000	347,000						
111		298,400	347,300						
112		298,700	347,600						
113		298,800	348,100						
114		299,100							
115		299,400							
116		299,800							
117		300,000							
118		300,200							
119		300,500							
120		300,800							

	121		301,200							
	122		301,400							
	123		301,700							
	124		302,000							
	125		302,300							
再任用職員		185,800	213,300	253,300	272,700	287,800	313,200	354,900	388,000	439,100
任期付職員		144,100	178,200	222,700	241,000	254,300	276,800	313,700	342,900	388,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時的任用職員等を除く。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	125,100	176,100	197,200	245,200	276,000
	2	126,000	177,600	198,600	246,500	277,900
	3	127,000	179,100	200,000	247,700	279,700
	4	127,900	180,600	201,300	249,000	281,500
	5	128,900	181,900	202,600	250,100	283,300
	6	129,900	183,400	204,000	251,400	285,100
	7	130,900	184,800	205,400	252,700	286,800
	8	131,900	186,200	206,800	254,000	288,600
	9	132,700	187,500	208,200	255,100	290,300
	10	133,700	188,700	209,800	256,300	292,100
	11	134,700	190,000	211,400	257,500	293,800
	12	135,800	191,200	212,900	258,800	295,600
	13	136,600	192,400	214,200	259,900	297,200
	14	137,600	193,500	215,700	261,100	298,900
	15	138,600	194,600	217,200	262,200	300,500

16	139,600	195,700	218,500	263,300	302,000
17	140,700	196,800	219,600	264,400	303,600
18	141,800	197,900	220,400	265,600	305,200
19	143,000	198,900	221,300	266,700	306,900
20	144,200	199,900	222,300	267,600	308,600
21	145,300	200,900	223,300	268,600	309,900
22	146,500	202,000	224,800	269,700	311,300
23	147,700	203,100	226,200	270,800	312,700
24	148,900	204,100	227,400	271,900	314,200
25	150,100	205,000	228,900	272,900	315,600
26	151,600	205,900	230,200	274,000	317,100
27	153,100	206,600	231,600	275,100	318,600
28	154,600	207,500	232,900	276,200	320,000
29	155,900	208,400	234,200	277,200	321,600
30	157,400	209,600	235,500	278,300	322,800
31	158,900	210,700	236,900	279,300	324,100
32	160,400	211,600	238,200	280,300	325,300
33	161,900	212,200	239,400	281,200	326,400
34	163,700	213,500	240,700	282,200	327,300
35	165,500	214,700	242,000	283,300	328,400
36	167,300	215,900	243,400	284,400	329,500
37	169,100	216,900	244,700	285,100	330,600
38	170,800	218,200	245,900	286,000	331,700
39	172,500	219,500	247,300	286,900	332,700
40	174,200	220,600	248,700	287,800	333,700
41	175,800	221,700	249,800	288,700	334,700
42	177,200	222,900	251,100	289,700	335,700
43	178,600	224,000	252,300	290,700	336,700
44	180,000	225,200	253,600	291,600	337,700
45	181,500	226,300	254,500	292,300	338,600
46	182,900	227,500	255,600	293,200	339,600

再任用職員及び任期付職員以外の職員

47	184,300	228,700	256,800	294,100	340,600
48	185,700	229,800	258,000	295,000	341,600
49	187,000	230,800	259,200	295,700	342,500
50	188,200	232,000	260,400	296,400	343,400
51	189,300	233,200	261,600	297,100	344,300
52	190,500	234,400	262,600	297,900	345,100
53	191,600	235,500	263,700	298,500	345,900
54	192,700	236,500	264,800	299,300	346,700
55	193,800	237,400	266,000	300,000	347,500
56	194,900	238,400	267,200	300,700	348,200
57	196,000	239,400	268,200	301,400	348,900
58	197,000	240,400	269,200	302,100	349,700
59	198,100	241,400	270,300	302,900	350,500
60	199,100	242,300	271,300	303,600	351,200
61	200,100	243,300	272,400	304,200	351,900
62	201,000	244,200	273,500	304,900	352,600
63	201,900	245,100	274,500	305,600	353,300
64	202,800	246,000	275,600	306,300	354,000
65	203,400	246,900	276,500	306,800	354,600
66	204,200	247,700	277,300	307,300	355,100
67	205,000	248,500	278,100	307,900	355,600
68	205,800	249,200	278,900	308,500	356,100
69	206,300	250,000	279,800	309,100	356,500
70	206,900	250,600	280,600	309,500	356,800
71	207,300	251,200	281,400	310,000	357,100
72	207,900	251,700	282,100	310,500	357,400
73	208,400	251,900	282,900	310,800	357,600
74	209,100	252,300	283,600	311,300	
75	209,800	252,800	284,400	311,800	
76	210,600	253,300	285,200	312,200	
77	210,900	253,900	285,800	312,400	

78	211,600	254,300	286,400	312,700
79	212,200	254,800	286,900	313,000
80	212,900	255,300	287,300	313,300
81	213,600	255,600	287,700	313,600
82	214,200	255,900	288,100	313,900
83	214,900	256,200	288,600	314,200
84	215,600	256,500	289,100	314,500
85	216,300	256,700	289,500	314,700
86	217,000	257,000	290,100	315,100
87	217,600	257,300	290,700	315,400
88	218,300	257,600	291,300	315,600
89	218,800	257,800	291,600	315,800
90	219,400	258,000	292,100	316,100
91	220,000	258,400	292,600	316,400
92	220,600	258,600	293,000	316,700
93	221,000	258,900	293,400	316,900
94	221,500	259,300	293,900	317,100
95	222,000	259,600	294,400	317,300
96	222,500	259,900	294,900	317,500
97	223,100	260,100	295,200	317,700
98	223,600	260,400	295,600	317,900
99	224,100	260,600	296,100	318,100
100	224,600	260,900	296,600	318,300
101	225,200	261,200	297,000	318,500
102	225,700	261,400	297,400	318,600
103	226,300	261,700	297,700	318,700
104	226,900	262,000	298,000	318,800
105	227,300	262,200	298,300	318,900
106	227,800	262,400	298,700	319,000
107	228,300	262,700	299,100	319,100
108	228,700	262,900	299,500	319,200

	109	228,900	263,200	299,800	319,300	
	110	229,300	263,500	300,200	319,400	
	111	229,800	263,800	300,600	319,500	
	112	230,300	264,000	300,900	319,600	
	113	230,700	264,200	301,100	319,700	
	114	231,200	264,500	301,400	319,800	
	115	231,700	264,700	301,700	319,900	
	116	232,200	264,900	301,900		
	117	232,500	265,200	302,100		
	118	232,900	265,500	302,400		
	119	233,300	265,800	302,700		
	120	233,700	266,100	302,900		
	121	234,100	266,200	303,100		
	122		266,500	303,400		
	123		266,800	303,700		
	124		267,100	303,900		
	125		267,200	304,100		
	126		267,500	304,400		
	127		267,800	304,700		
	128		268,100	304,900		
	129		268,200	305,100		
	130		268,500	305,400		
	131		268,800	305,700		
	132		269,100	305,900		
	133		269,200	306,100		
	134		269,500			
	135		269,800			
	136		270,100			
	137		270,200			
再任用職員		191,700	202,800	221,300	243,100	272,800

任期 付職 員		136,800	165,200	195,500	214,800	241,000
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700

再任用職員及び任期付職員以外の職員	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200

54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	

	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200
任期付職員		236,500	294,500	342,000	411,200

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の77.5」を「100分の75」に、「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第5条の2第1項、附則第17項、別表第1、別表第2及び別表第4の改正規定に限る。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案の理由

人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 5 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第 1 条及び第 2 条関係)

ア 給料の改定

区 分	平 均 給 料 月 額		平均改定額	平均改定率
	現 行	改 定 後		
行 政 職 給 料 表 (1)	円 308,933	円 309,597	円 664	% 0.21
行 政 職 給 料 表 (2)	319,897	320,313	416	0.13
消 防 職 給 料 表	321,311	改定なし	-	-
医 療 職 給 料 表	457,992	458,675	683	0.15
全 体	312,226	312,764	538	0.17

備考 平均給料月額の内、現行の欄に掲げる金額は、平成 2 8 年 4 月 1 日現在の額

イ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
一 般 職 員	0.8	0.8	1.6	0.8	0.9	1.7
				0.85	0.85	1.7
特 定 幹 部 職 員	1	1	2	1	1.1	2.1
				1.05	1.05	2.1

再任用職員 (一般)	0.375	0.375	0.75	0.375	0.425	0.8
				0.4	0.4	0.8
再任用職員 (特定幹部)	0.475	0.475	0.95	0.475	0.525	1
				0.5	0.5	1
任期付職員 (一般)	0.725	0.725	1.45	0.725	0.775	1.5
				0.75	0.75	1.5
任期付職員 (特定幹部)	0.925	0.925	1.85	0.925	0.975	1.9
				0.95	0.95	1.9

備考 改定後の各区分の欄の上段は平成28年度の支給割合、下段は平成29年度以降の支給割合

ウ 初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額上限額を250,400円から250,600円に改定するもの

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
特定任期付職員	1.575	1.575	3.15	1.575	1.675	3.25
				1.625	1.625	3.25

備考 改定後の欄の上段は平成28年度の支給割合、下段は平成29年度以降の支給割合

2 施行期日等

平成28年12月1日。ただし、1(1)イ及び(2)のうち平成29年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、平成29年4月1日から施行し、1(1)ア及びウに係る規定は、平成28年4月1日から適用

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 27 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 号中「災害現場作業従事職員」を「災害応急対策業務従事職員」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(16) 国際緊急援助活動従事職員の特殊勤務手当

第 3 条第 1 項中「徴収事務」を「納付督励事務(出張して行うものに限る。以下同じ。)又は滞納処分事務」に、「職員に」を「ときに」に改め、同条第 2 項中「掲げる」を「定める」に改める。

第 4 条第 1 項中「に従事する職員が」を「のうち」に改める。

第 5 条第 1 項中「行旅病人、行旅死亡人及び変死人の処置に従事する職員が」を削る。

第 6 条第 1 項中「次の各号に定めるところにより」を「市税外諸収入の納付督励事務又は滞納処分事務に従事したときに」に改め、各号を削り、同条第 2 項中「別に規則」を「規則」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する手当の額は、別表に定める額とする。

第 8 条第 1 項中「当該業務」を「救急業務」に改める。

第 13 条の見出し中「災害現場作業従事職員」を「災害応急対策業務従事職員」に改め、同条第 1 項中「災害現場作業従事職員」を「災害応急対策業務従事職員」に、「風水害等の災害」を「災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2

条第1号に定めるものをいう。)に、「現場作業の」を「応急対策業務の」に、「職員に」を「ときに」に改め、同条第2項中「に定める」を「に規定する」に改める。

第15条第1項第3号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項第5号中「流れ出又は」を「流れ出、又は」に改める。

第16条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(国際緊急援助活動従事職員の特殊勤務手当)

第18条 国際緊急援助活動従事職員の特殊勤務手当は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、日額4,000円とする。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第6条関係)

区分	支給額
納付督促事務に従事したとき	1日につき600円
滞納処分事務に従事したとき	差押執行1件につき600円
	公売執行1件につき600円

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

提案の理由

災害現場作業従事職員の特殊勤務手当の支給対象業務の拡大に伴う規定の改正、国際緊急援助活動従事職員の特殊勤務手当に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 6 号関係資料

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 災害現場作業従事職員の特殊勤務手当の支給対象業務の拡大に伴う規定の改正(第 2 条及び第 1 3 条関係)

災害現場作業従事職員の特殊勤務手当について、災害のため出勤して災害現場作業以外の応急対策業務に従事したときにも支給することとし、名称を災害応急対策業務従事職員の特殊勤務手当とするもの

- (2) 国際緊急援助活動従事職員の特殊勤務手当に係る規定の追加(第 2 条及び第 1 8 条関係)

海外の地域において、大規模な災害が発生した場合等に、要請等を受けて行う国際緊急援助活動に従事したときに日額 4 , 0 0 0 円の手当を支給することとするもの

2 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 3 7 号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合の改定(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市長等常勤の 特別職	1.5	1.65	3.15	1.5	1.75	3.25
				1.55	1.7	3.25

備考 改定後の欄の上段は平成 2 8 年度の支給割合、下段は平成 2 9 年度以降の
支給割合

2 施行期日

平成 2 8 年 1 2 月 1 日。ただし、平成 2 9 年度以降の期末手当の支給割合に係
る規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和 38 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた市の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 11 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 15 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 16 条第 1 項第 1 号並びに第 18 条第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 退職職員(退職した相模原市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であって、退職職員が退職の際勤務していた市の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における相模原市職員の退職手当に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0))」とする。
- 3 新条例第11条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、改正前の相模原市職員の退職手当に関する条例(以下この項及び第5項において「旧条例」という。)第11条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第11条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に

限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものに適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する相模原市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第11条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する相模原市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)による雇用保険法(昭和49年法律第116号)の改正に伴う失業者の退職手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 8 号関係資料

相模原市職員の退職手当に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

失業者の退職手当に係る規定の改正(第 1 1 条関係)

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 2 8 年法律第 1 7 号)による雇用保険法(昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号)の改正により、6 5 歳以降に雇用された者を雇用保険の適用の対象とすること及び失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、同法の支給の条件に従い支給する失業者の退職手当に係る規定を改正するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

ア 6 5 歳以降に雇用された者で雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日前の在職期間を有するものの高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給に係る勤続期間を計算する場合は、同日の属する月から退職した日の属する月までの月数を在職期間とするもの

イ 求職活動支援費に相当する退職手当については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその対象となる求職活動等をした者について支給し、施行日前に求職活動等をした者については、なお従前の例によることとするもの

ウ 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができる者に対する就業促進手当に相当する退職手当については、施行日以後に職業に就いた者に支給し、施行日前に就職した者については、なお従前の例によることとするもの

エ 施行日前に高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができる者となった者に対する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例によることとするもの

相模原市行政組織条例の一部を改正する条例について
相模原市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市行政組織条例の一部を改正する条例
相模原市行政組織条例(平成 18 年相模原市条例第 59 号)の一部を次のように
改正する。

第 1 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加
える。

(7) こども・若者未来局

第 2 条第 6 号中ウを削り、エをウとし、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第
8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) こども・若者未来局 こども及び若者の育成支援に関すること。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題等に的確に対応するため、こども・若者未来局を設置し、こど
も及び若者の育成支援に関する事務を分掌させるための規定を追加いたしたく提
案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

「

別表第 2 第 1 項の表 4 の項中

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を削り、同

」

「

表 6 の項中

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 30 条の 2 に規定する他の法律による医療の給付

を削り、同表 17 の項中「特別

の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「(昭和39年法律第134号)」を

加え、同表26の項中

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を削り、別表第2第

3項の表2の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

児童福祉法による障害児通所支援又は障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

生活に困窮する外国人に対する
生活保護の措置に関する情報で
あって規則で定めるもの

」

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改め
る。

別表第2第1項の表1の項中「里親の認定、養育里親の登録」を「養育里親若
しくは養子縁組里親の登録、里親の認定」に改め、同表4の項を削り、同表5の

「

生活保護法(昭和25年法律第 144号)による保護の実施又 は就労自立給付金の支給に関す る情報(以下「生活保護関係情 報」という。)であって規則で 定めるもの
地方税関係情報であって規則で 定めるもの
中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律(平成6年 法律第30号)による支援給付 又は配偶者支援金(以下「中国 残留邦人等支援給付等」とい う。)の支給に関する情報であ って規則で定めるもの

項中

を

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 6 の

」

項を同表 5 の項とし、同表 7 の項中「生活保護法」の次に「(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)」を加え、同項を同表 6 の項とし、同表 8 の項中「生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和 5 7 年法律第 8 0 号)」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 9 の項を同表 8 の項とし、同表 1 0 の項中「国民健康保険法による」を「国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)による」に改め、同項を同表 9 の項とし、同表

「

1 1 の項中

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同項を同表 1 0 の項とし、同表 1 2

」

の項を同表 1 1 の項とし、同表 1 3 の項中「中国残留邦人等支援給付等」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 3 0 号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)」に改め、同項を同表 1 2 の項とし、同表中 1 4 の項を 1 3 の項とし、1 5 の項から 1 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 1 9 の項中「予防接種法」の次に「(昭和 2 3 年法律第 6 8 号)」を加え、同項を同表 1 8 の項とし、同表 2 0 の項を同表 1 9 の項とし、同表 2 1

の項中	身体障害者手帳又は精神障害者 保健福祉手帳に関する情報であ って規則で定めるもの	を削り、同項を同表 20 の項とし、
	地方税関係情報であって規則で 定めるもの	

同表中 22 の項を 21 の項とし、23 の項から 27 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第 2 条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第 2 第 1 項の表 1 の項の改正規定 平成 29 年 4 月 1 日

提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(平成 28 年内閣府・総務省令第 4 号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号)の改正に伴う庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の改正、独自利用事務において庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 140 号関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)の改正に伴う庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の改正(別表第2第1項の表関係)

庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務及び特定個人情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び主務省令に規定されていない事務及び特定個人情報の組合せを条例で個別に規定しているため、主務省令の改正により新たに規定された事務及び特定個人情報の組合せと重複する条例の規定を削除するもの

- (2) 独自利用事務において庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の追加(別表第2第3項の表関係)

障害児通所支援等に係る利用者負担の一元的管理に関する事務について、庁内連携ができる特定個人情報として次に掲げる情報を追加するもの

- ア 障害児通所支援又は障害児入所支援に関する情報
- イ 生活保護関係情報
- ウ 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
- エ 介護保険給付等関係情報
- オ 障害者自立支援給付関係情報
- カ 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

2 施行期日

- (1) 1(1)に係る規定 主務省令の関係規定の改正の施行期日に応じ、公布の日又は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(2) 1 (2) に係る規定 公布の日

(3) 1 (1) 及び (2) に係る規定以外の規定 (別表第 2 第 1 項の表 1 の項の改正規定) 平成 2 9 年 4 月 1 日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
 相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の表 1 の項中「、第 1 2 0 条第 1 項」を削り、「若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「又は抄本」に改め、同表中 7 の項を 8 の項とし、2 の項から 6 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2	法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで、第 1 2 0 条第 1 項又は第 1 2 6 条	磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 通	450 円 (相模原市印鑑条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 8 号)第 1 4 条第 2 項に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)により交付する場合は、400 円)
---	---	--	-----	---

別表第 1 第 2 号の表を次のように改める。

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
----	------	------------	----	----

1	法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項又は第12条の4第1項	磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した書類の交付	1件 (1世帯につき1件)	300円 (多機能端末機により交付する場合は、250円)
2	法第20条第1項から第4項まで	戸籍の附票の写しの交付	1件 (1戸籍につき1件)	300円
		磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の写しの交付	1件 (1戸籍につき1件)	300円 (多機能端末機により交付する場合は、250円)

別表第1第4号の表1の項を次のように改める。

1	条例第15条第1項	印鑑登録証明書の交付	1件	300円 (多機能端末機により交付する場合は、250円)
---	-----------	------------	----	---------------------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案の理由

多機能端末機による戸籍に記録されている事項を証明した書面及び戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の写しの交付の事務に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 4 1 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 戸籍法(昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加
(別表第 1 関係)

コンビニエンスストアに設置された多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)による戸籍に記録されている事項を証明した書面の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単 位	金 額
磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 通	400 円 (多機能端末機により交付する場合)

- (2) 住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 1 関係)

多機能端末機による戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の写しの交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単 位	金 額
磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の写しの交付	1 件 (1 戸籍につき 1 件)	250 円 (多機能端末機により交付する場合)

2 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

相模原市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
相模原市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」の次に「、公表」を加え、同条中「公告」の次に「、インターネットの利用による公表」を加える。

第7条第2項及び第13条第2項中「公告」の次に「、インターネットの利用による公表」を加える。

第18条第1項中「同条第5項」を「同条第4項」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削る。

第20条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条中「法第54条第3項の書類については」及び「、同条第4項の書類については事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)」を削る。

第23条の見出し及び同条第1項中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第2項中「第4項まで」を「第3項まで」に改め、「及び第4項」を削る。

第24条第1項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第27条第1項及び第28条第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改める。

第29条第1項中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

提案の理由

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)による特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の改正に伴い、特定非営利活動法人の設立等の認証申請があった場合の公告に係る規定の改正、認定特定非営利活動法人等の海外送金等に係る書類の提出等に係る規定の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 4 2 号関係資料

相模原市特定非営利活動促進法施行条例の改正の概要

1 改正の内容

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 2 8 年法律第 7 0 号)による特定非営利活動促進法(平成 1 0 年法律第 7 号)の改正に伴い、規定を整理するもの

(1) 特定非営利活動法人の設立等の認証申請があった場合の公告に係る規定の改正(第 3 条、第 7 条及び第 1 3 条関係)

特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証の申請があった場合に、当該申請に係る事項について所轄庁が行う公告に加え、新たにインターネットの利用による公表が可能とされたことから、当該公表について必要な事項を規則で定めることとするもの

(2) 認定特定非営利活動法人等の海外送金等に係る書類の提出等に係る規定の整理(第 1 8 条、第 2 0 条及び第 2 3 条関係)

認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出等が不要とされたことから、当該書類の提出等に係る規定を整理するもの

2 施行期日

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「公告する」を「公告し、及びインターネットの利用により公表する」に改め、同条第 4 項中「公告」の次に「、公表」を加える。

第 6 条第 3 号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度」に改め、同項第 2 号中「譲渡若しくは貸付け又は役務の提供」を「譲渡等」に改め、同条第 3 項中「3 年」を「5 年」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「(当該指定特定非営利活動法人が相模原市認証法人である場合にあっては、同項各号に掲げる書類)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が当該書類について、特定非営利活動促進法第 2 9 条又は同法第 5 5 条第 1 項の規定により市長に既に提出している場合は、当該提出している書類については、この限りでない。

第 1 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該法人が当該書類について、特定非営利活動促進法第 5 5 条第 2 項の規定により市長に既に提出している場合は、この限りでない。

第14条中「3年間」を「5年間」に改める。

第20条第1項第9号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

(仮認定を取り消された法人に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律による改正前の特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第67条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により仮認定を取り消された特定非営利活動法人のうち、施行日においてその取消の日から5年を経過しないものに対する改正後の個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第3号の規定の適用については、同号中「特例認定」とあるのは、「仮認定」とする。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

- 3 新条例第12条第2項及び第14条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(次項において「旧条例」という。)第12条第2項に規定する書類については、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条第3項及び第14条の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第12条第3項の書類については、なお従前の例による。

提案の理由

特定非営利活動法人から地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第3項の規定による指定の申出があった場合に市長が行う公告に係る規定、指定特定非営利活動法人が作成する役員報酬規程等及び助成金の支給に係る書類の備置き及び公開に係る規定並びに指定特定非営利活動法人が作成する役員報酬規程等及び助成金の支給に係る書類の提出に係る規定の改正その他所要の改正をい

たしたく提案するものである。

議案第 1 4 3 号関係資料

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の申出に係る規定の改正(第 3 条関係)

特定非営利活動法人から地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 3 1 4 条の 7 第 3 項の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)の指定の申出があった場合に、当該申請に係る事項について市長が行う公告に加え、新たにインターネットの利用による公表を行うこととするもの

(2) 役員報酬規程等及び助成金の支給に係る書類の備置き及び公開に係る規定の改正(第 1 2 条及び第 1 4 条関係)

指定特定非営利活動法人が作成する役員報酬規程等及び助成金の支給に係る書類(以下「役員報酬規程等書類」という。)の備置き期間並びに役員報酬規程等書類の提出を受けた市長が当該役員報酬規程等書類を閲覧させ、又は謄写させる期間を延長するもの

(3) 役員報酬規程等書類の提出に係る規定の改正(第 1 3 条関係)

指定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法(平成 1 0 年法律第 7 号)の規定により役員報酬規程等書類を既に市長へ提出している場合は、当該役員報酬規程等書類の提出を要しないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 2 8 年法律第 7 0 号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)

(2) 経過措置

ア 施行日前に改正法による改正前の特定非営利活動促進法の規定により仮認定を取り消された特定非営利活動法人で、その取消しの日から 5 年が経過しないものについては、控除対象特定非営利活動法人の指定のために必要な手

続を行わないものとするもの

イ 1(2)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る役員報酬規程等及び施行日以後に行われる助成金の支給に係る書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る役員報酬規程等及び施行日前に行われた助成金の支給に係る書類については、なお従前の例によることとするもの

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定め
る条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 神奈川県メンタルヘル スサポート協会	相模原市南区相模大野 5 丁目 2 9 番 2 3 号	平成 2 8 年 1 月 1 日から 平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日 まで
------------------------------------	--------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人及び当
該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間に係る規定を追加いたしたく提
案するものである。

議案第 1 4 4 号関係資料(その 1)

特定非営利活動法人神奈川県メンタルヘルスサポート協会の概要

代 表 者	宮森 孝史
主たる事務所の所在地	相模原市南区相模大野 5 丁目 2 9 番 2 3 号
設 立 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日
役 員 数 等	役員 6 名、正会員(個人) 2 3 名
目 的	神奈川県及び近隣の住民、学生、事業者及び労働者に対して、精神保健(メンタルヘルス)に関する事業を行い、地域における心身ともに健全な生活、学業、及び就業環境に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) 社会教育の推進を図る活動 (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 住民、学生、事業者及び労働者に対する精神保健(メンタルヘルス)に関する普及啓発事業 (2) 保健、福祉及び教育の増進を図る心理教育的支援事業 (3) 精神保健(メンタルヘルス)専門職による相談及び査定に関する事業 (4) 精神保健(メンタルヘルス)専門職の能力及び資質向上に関する事業 (5) 精神保健(メンタルヘルス)に関する研究・調査活動等の事業 (6) 精神保健(メンタルヘルス)に関する機関誌・出版物等による広報事業

議案第 1 4 4 号関係資料(その 2)

特定非営利活動法人の指定の申出等に係る経過について

1 指定の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の申出について、平成 2 8 年 6 月 1 5 日から同年 8 月 3 1 日まで受付を行った(申出数 1 法人)。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、平成 2 8 年 9 月 1 日から同月 3 0 日まで縦覧に供した。

3 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定について、平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学准教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 2 4 年相模原市条例第 3 1 号)第 4 条第 1 項に規定する基準に適合していると認められることから、指定のために必要な手続を行うことが相当であると判断され、平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日にその旨の答申がされた。

指定

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

相模原市文化振興基金条例について
相模原市文化振興基金条例を次のように制定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市文化振興基金条例

(設置)

第1条 市民文化の振興を図る事業(以下「事業」という。)の財源とするため、相模原市文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業の趣旨に添う寄附金

(2) 一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

市民文化の振興を図るため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市立視覚障害者情報センター条例について
相模原市立視覚障害者情報センター条例を次のように制定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市立視覚障害者情報センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立視覚障害者情報センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他各種情報を記録した物(以下「点字刊行物等」という。)を製作し、及び主として点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する事業を行うため、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第28条第1項の規定に基づき、相模原市立視覚障害者情報センター(以下「センター」という。)を相模原市中央区富士見6丁目1番1号に設置する。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 市長は、第1項第4号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第4条 センターを利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、

市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定によりセンターを利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(点字刊行物等の貸出しの承認)

第5条 センターの点字刊行物等の貸出しを受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 点字刊行物等の貸出しの権利は、これを譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限等)

第7条 市長は、センターを利用しようとする者又は利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒み、又は退館させることができる。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設、備品及び点字刊行物等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(販売行為等の禁止)

第8条 何人も、センターにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 センターの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(相模原市保健所及び保健センター条例の一部改正)

2 相模原市保健所及び保健センター条例(平成11年相模原市条例第37号)の一

部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条を削り、第7条を第5条とする。

別表中「第5条」を「第4条」に改める。

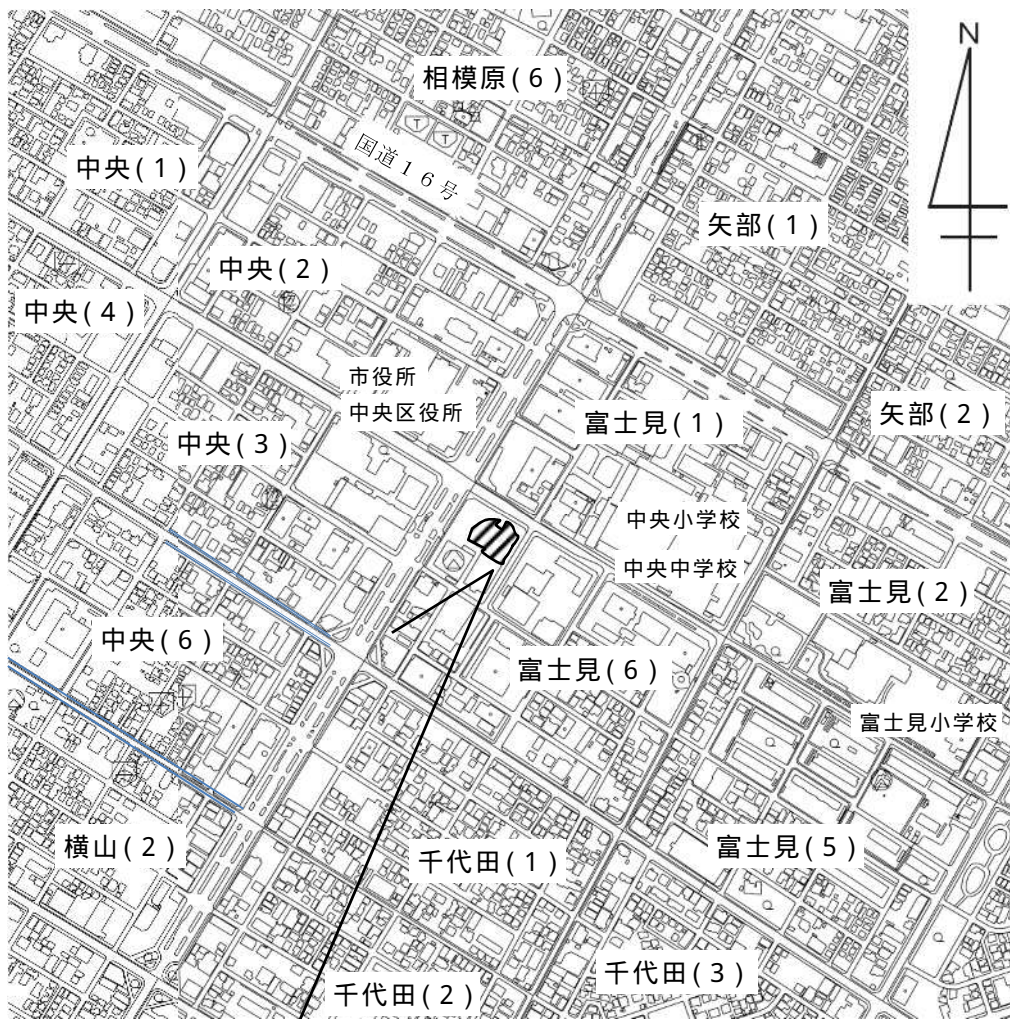
(相模原市保健所及び保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の相模原市保健所及び保健センター条例第4条の規定によりなされた承認は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案の理由

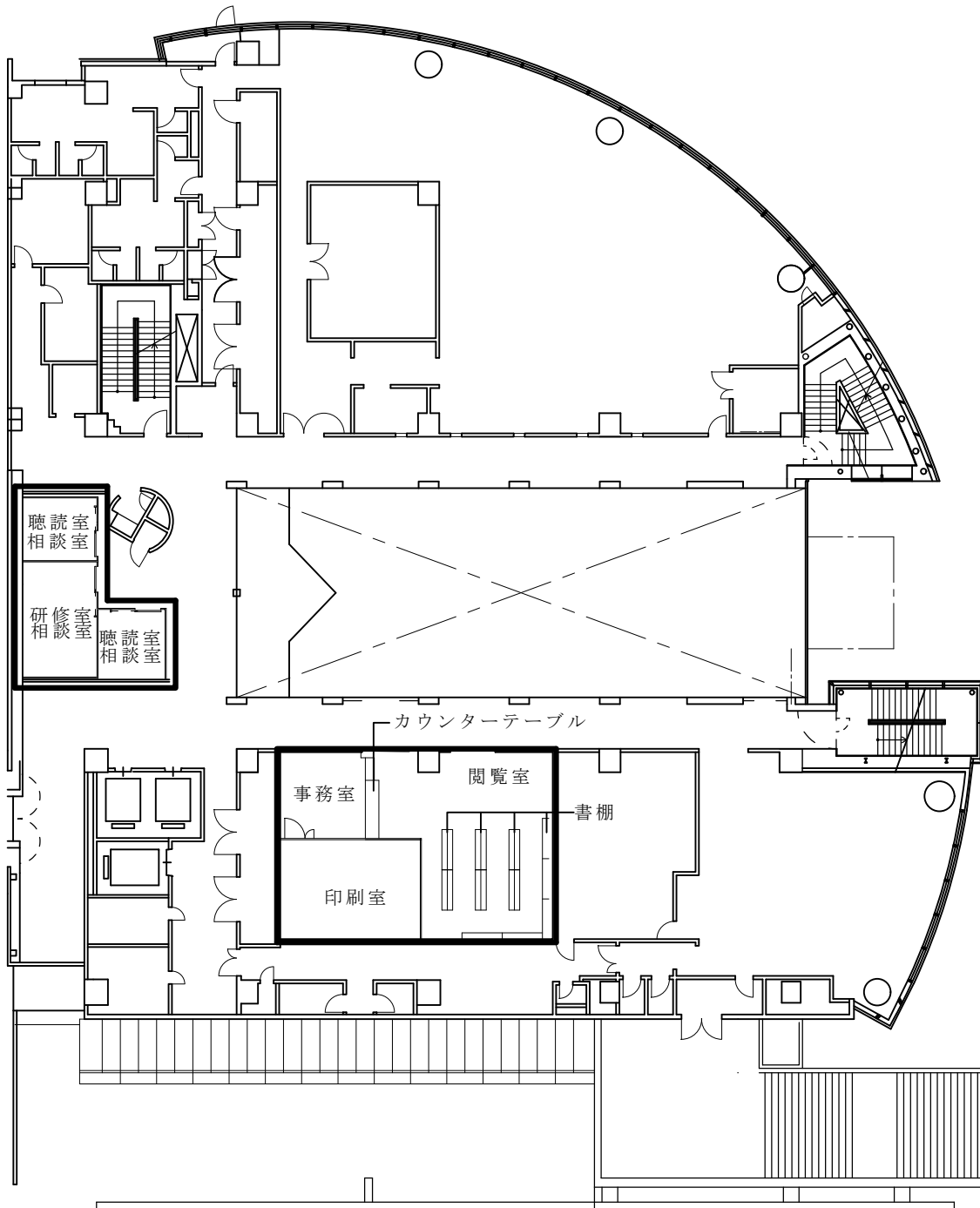
相模原市立視覚障害者情報センターを設置するため、所要の定めをいたしたく提案するものである。

案内図



相模原市立視覚障害者情報センター

平面図



凡例

■ 相模原市立視覚障害者情報センター

施設の概要

位 置	相模原市中央区富士見6丁目1番1号 (相模原市総合保健医療センター2階)
施設床面積	136.30㎡

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 1 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条の 2 (見出しを含む。)中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 5 条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等」を「地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「地方税法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に改める。

附則第 6 条を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 6 条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 12 条及び第 28 条の規定の適用については、これらの規定(第 12 条第 2 項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 12 条第 1 項中「同条第 2 項」とあるのは「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第 7 条を削り、附則第 8 条を附則第 7 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 8 条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世

帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条及び第28条の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第28条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

附則第9条を次のように改める。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第12条及び第28条の規定の適用については、第12条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第28条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とす

る。

附則第 11 条の 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の相模原市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定(附則第 8 条及び第 9 条の規定を除く。)は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

提案の理由

地方税法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 3 号)による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正及び所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)による外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 4 7 号関係資料

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 地方税法の一部を改正する法律(平成 2 5 年法律第 3 号)による地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の改正(附則第 1 条の 2、第 5 条及び第 6 条関係)

分離課税の対象となる上場株式等に係る配当所得等への特定公社債の利子所得の追加並びに株式等に係る譲渡所得等の分離課税の一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税への改組に伴い、国民健康保険税の課税の特例に係る規定を改正するもの

- (2) 所得税法等の一部を改正する法律(平成 2 8 年法律第 1 5 号)による外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号)の改正に伴う国民健康保険税の課税の特例に係る規定の追加(附則第 8 条及び第 9 条関係)

分離課税の対象となる特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定を追加するもの

2 施行期日等

- (1) 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日

- (2) 経過措置

ア 改正後の条例の規定(1 (2)に係る規定を除く。)は、平成 2 9 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 8 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするもの

イ 1 (2)に係る規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等又は特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用することとするもの

相模原市立リサイクルスクエア条例について
相模原市立リサイクルスクエア条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立リサイクルスクエア条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、相模原市立リサイクルスクエアの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 家庭から排出された資源の再使用等を促進し、並びに一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理(以下「一般廃棄物の減量等」という。)に関する情報を提供することにより一般廃棄物の減量等に係る市民の意識の啓発を図り、もって循環型社会の形成に資するため、次のとおり相模原市立リサイクルスクエア(以下「リサイクルスクエア」という。)を設置する。

名称	位置
相模原市立橋本台リサイクルスクエア	相模原市緑区下九沢 2084 番地 3
相模原市立麻溝台リサイクルスクエア	相模原市南区麻溝台 1524 番地 1

(事業)

第 3 条 リサイクルスクエアは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量等に関する情報の提供及び講座等の開催
 - (2) 家庭から排出された一般廃棄物であって再使用が可能なものの展示及び譲渡
 - (3) 家庭から排出された再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)の受入れ
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条に規定する設置目的の達成に必要な事業
- (施設)

第 4 条 リサイクルスクエアに、次に掲げる施設を置く。

(1) 展示室

(2) 講習室

(休館日)

第 5 条 リサイクルスクエアの休館日は、次のとおりとする。

(1) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 市長は、第 1 項第 2 号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第 6 条 リサイクルスクエアを利用できる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、講習室を利用できる時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、リサイクルスクエアを利用できる時間を変更することができる。

3 市長は、前項の規定によりリサイクルスクエアを利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(講習室の利用の承認)

第 7 条 市長は、リサイクルスクエアの業務に支障のない範囲において、一般廃棄物の減量等を目的とする催し等を行うものその他市長が認めるものに講習室を利用させることができる。

2 講習室を利用しようするものは、市長の承認を受けなければならない。承認された事項の変更をしようとするときも、同様とする。

3 市長は、リサイクルスクエアの管理上必要と認める範囲内で、前項の承認に条件を付することができる。

(利用の制限)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 2 項の承認をしないものとする。

(1) リサイクルスクエアにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) リサイクルスクエアの施設及び器具(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、リサイクルスクエアの管理上支障があると認められるとき。

(利用承認の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、市長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 第 7 条第 2 項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が同条第 3 項の規定による利用の承認の条件に違反したとき。
- (2) 利用の申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により市長が必要と認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者(利用目的に応じて入館した者を含む。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備等の承認)

第 11 条 利用者は、特別な設備を施し、又は特別な器具等を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(入館の制限等)

第 12 条 市長は、リサイクルスクエアの管理上適当でないと認められる者があるときは、その入館を拒み、又は退館させることができる。

(販売行為等の禁止)

第 13 条 何人も、リサイクルスクエアにおいて、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、リサイクルスクエアの利用を終了したとき、又は第 9 条の規

定により利用の承認を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 リサイクルスクエアの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

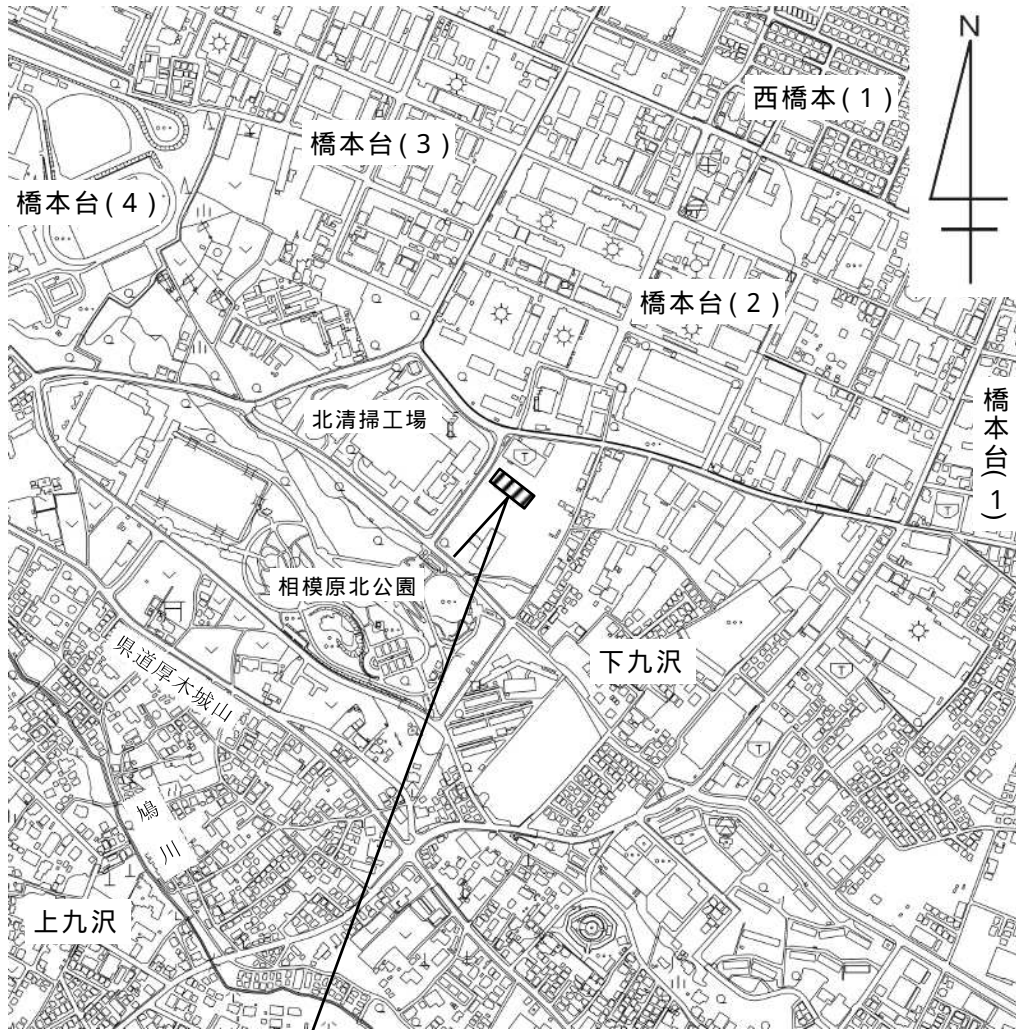
(準備行為)

- 2 講習室の利用の承認その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

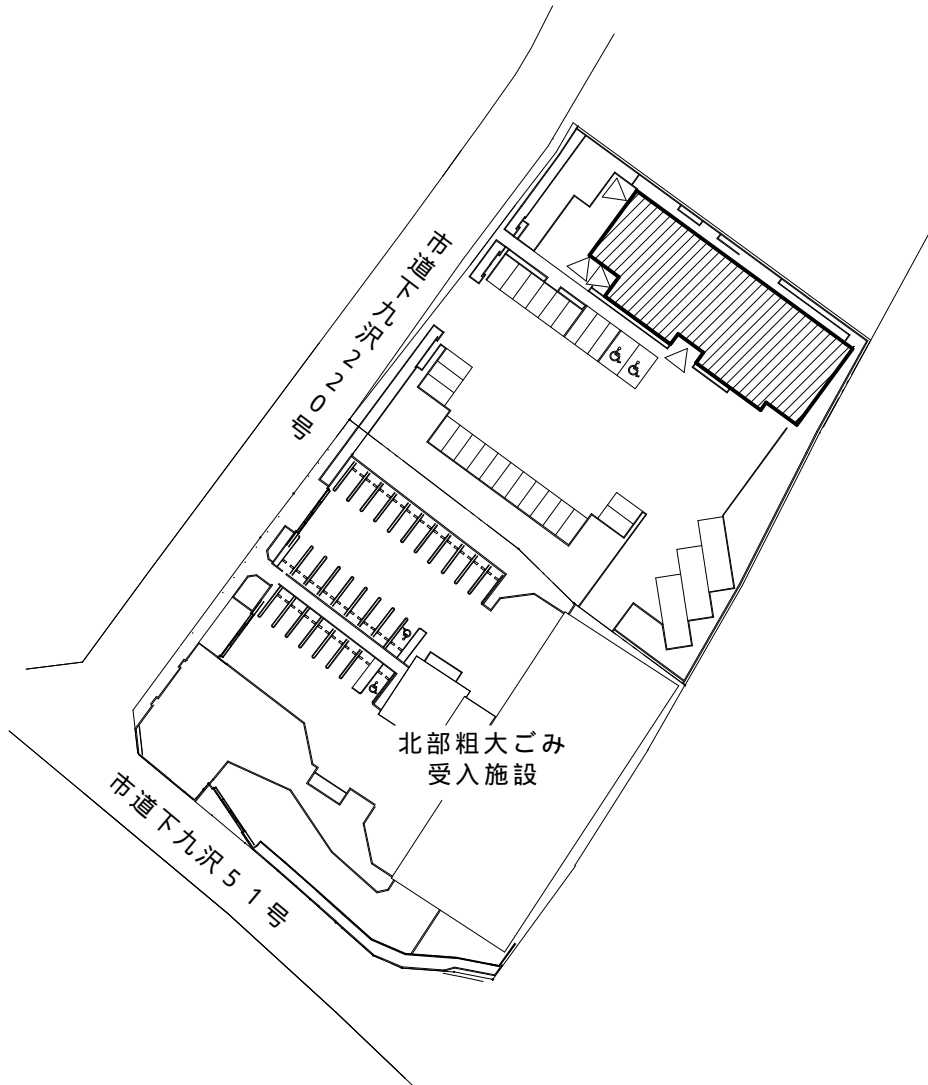
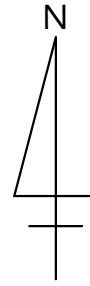
相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直し及び相模原市立麻溝台リサイクルスクエアの設置に伴い、相模原市立リサイクルスクエアについて所要の定めをいたしたく提案するものである。

案内図

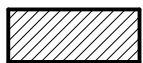


相模原市立橋本台リサイクルスクエア

配置図



凡例

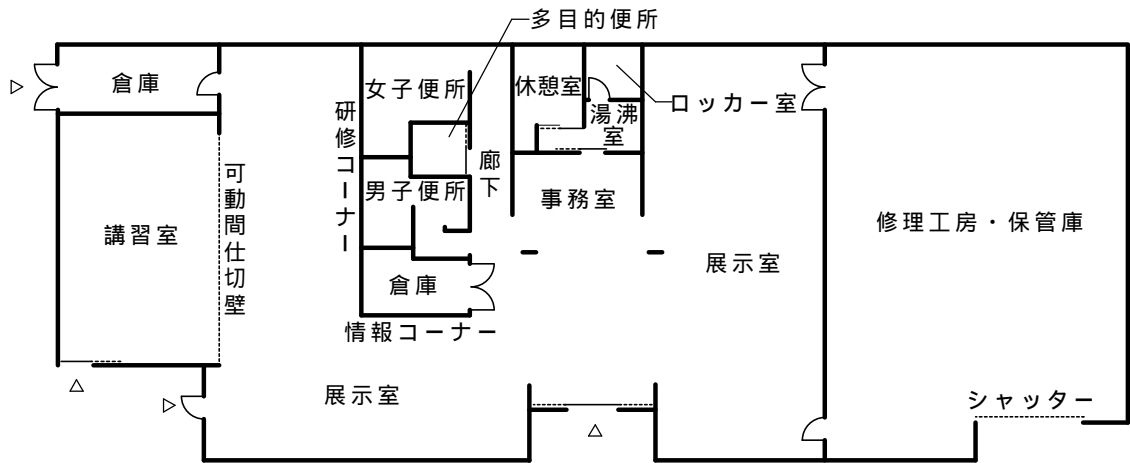


相模原市立橋本台リサイクルスクエア

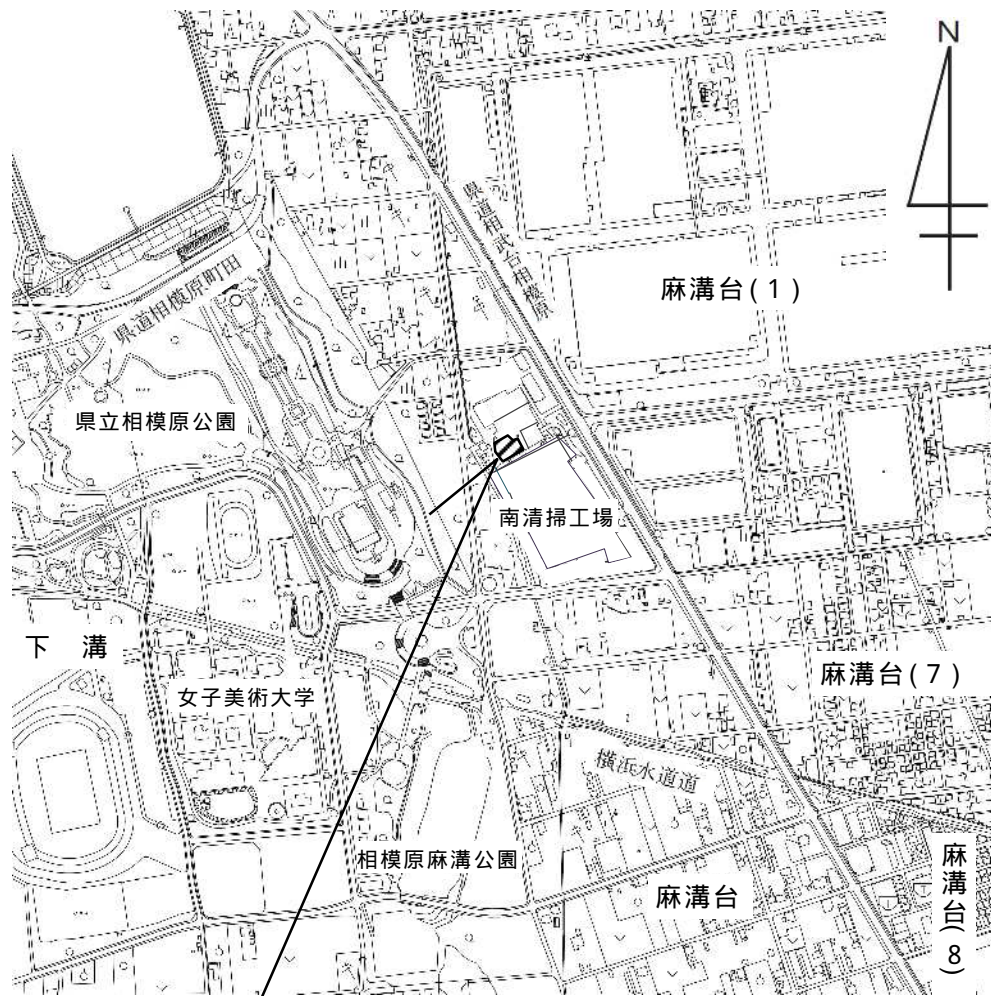
施設の概要

構 造	鉄骨造平屋建
建築面積	694.67 m ²
延べ床面積	664.36 m ²

平面図

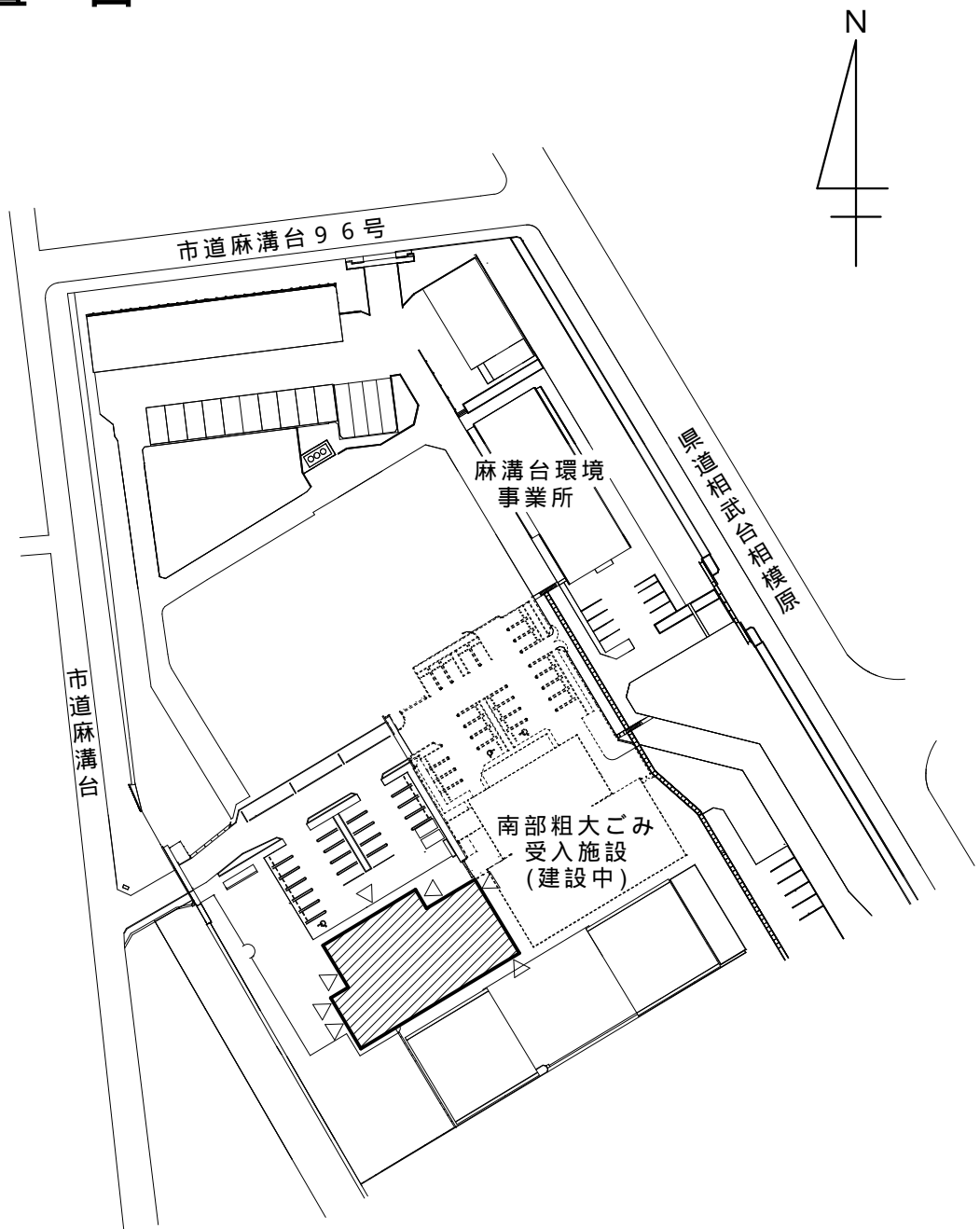


案内図




相模原市立麻溝台リサイクルスクエア

配置図



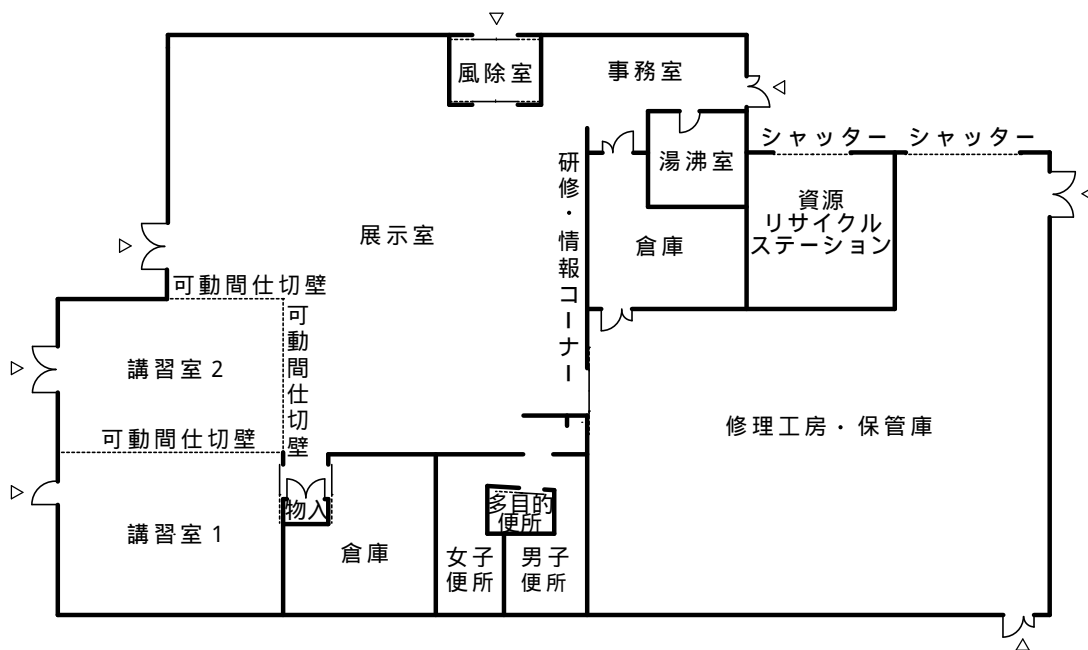
凡例

 相模原市立麻溝台リサイクルスクエア

施設の概要

構造	鉄骨造平屋建
建築面積	852.53㎡
延べ床面積	805.39㎡

平面図



相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例について
相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市開発事業基準条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市開発事業基準条例(平成 17 年相模原市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第 2 条」を「- 第 2 条の 4」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 29 条第 1 項の規定による許可を要する」を「第 4 条第 12 項に規定する」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 建築事業 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 13 号に規定する建築を行うことをいう。

第 2 条第 6 号中「行おうとする」を「行う」に改め、同条第 7 号の表以外の部分中「次の表」を「別表第 1」に、「範囲内に」を「範囲内の」に、「建築物」を「建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物(以下「建築物」という。)」に、「占有」を「占有し、」に改め、同号の表を削り、同条第 8 号ア中「範囲に」を「範囲内の」に、「占有」を「占有し、」に改め、同号イ中「占有」を「占有し、」に改め、同号ウ中「中高層建築物」の次に「(相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例(平成元年相模原市条例第 31 号)第 2 条第 1 号に規定する中高層建築物をいう。以下同じ。)」を加え、「範囲に」を「範囲内の」に、「占有」を「占有し、」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(11) 予定建築物等 予定建築物又は開発事業において建設を計画する工作物をいう。

第 1 章中第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(適用範囲)

第2条の2 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する開発事業について適用する。

- (1) 法第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する開発行為
- (2) 開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上の建築事業(増築を行う場合で敷地面積の増加を伴うものにあつては、その増加する敷地面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)
- (3) 21戸以上(前条第9号に規定するワンルーム形式住宅にあつては、3戸を1戸として計算する。)の住宅の建築事業

2 前項第2号又は第3号に該当する建築事業のうち、次に掲げるものについては、この条例の規定(次条の規定を除く。)は、適用しない。

- (1) 建築基準法第85条第2項に規定する災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物又は同条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物の建築を行うもの
- (2) 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築を行うもの
- (3) 主たる利用目的が建築物に係るものでないと認められる施設で規則で定める施設の附属建築物の建築を行うもの

3 第1項第1号に該当する開発行為のうち、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築を行うもの(土地の区画形質の変更のうち、規則で定める規模の切土、盛土等がある場合を除く。)については、第8条から第12条までの規定は、適用しない。

(一の開発事業とみなす場合)

第2条の3 土地の所有者が同一である一団の土地(第4項において「一団の土地」という。)において同時に、又は連続して行う開発事業及び隣接した土地において同時に、又は連続して行う開発事業は、一の開発事業とみなす。

2 前項の規定は、先行する開発事業に連続して行う開発事業で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 先行する開発事業に係る法第36条第3項の規定による公告の日の翌日から起算して1年を経過した後に行う開発事業
- (2) 先行する開発事業に係る第17条第2項の規定による通知をした日の翌日

- から起算して1年を経過した後に行う開発事業
- (3) 先行する開発事業区域内における道路が建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた場合で、当該指定の公告の日の翌日から起算して1年を経過した後に行う開発事業
- (4) 先行する開発事業区域内における全ての建築物の検査済証(建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付されるものをいう。)が交付された後に行う開発事業(先行する開発事業区域内における道路が建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた場合を除く。)
- 3 同時に行う複数の開発事業又は先行する開発事業に連続して行う開発事業について、一方の開発事業の土地の所有者、開発者、工事施工者又は設計者(以下この項において「土地所有者等」という。)と、他方の開発事業の土地所有者等とのいずれもが異なる場合は、第1項の規定は、適用しない。ただし、当該開発事業に係る法第36条第3項の規定による公告、第17条第2項の規定による通知又は建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定がなされた場合の公告がされるまでの間に、それぞれの開発事業において公共施設の配置計画、工事の施工方法等に具体的な関連性が見られ、独立性を有しないものと認められるときは、この限りでない。
- 4 第1項の一団の土地の所有者は、第6条第1項の規定により市長に照会する書面又は同条第4項の規定により市長に届け出る書面が提出されたときの土地の所有者とする。

(政令第19条第1項ただし書の規定による開発行為の規模)

第2条の4 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第19条第1項ただし書の規定により条例で定める開発行為の規模は、区域区分が定められていない都市計画区域内においては、1,000平方メートルとする。

第4条第1項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条を次のように改める。

(敷地面積)

第5条 開発者は、開発事業区域内における予定建築物の敷地面積について、別表第3の左欄に掲げる開発事業区域の存する区域に応じ、それぞれ同表の右欄に定める敷地面積以上としなければならない。

第6条の見出し中「照会」を「照会等」に改め、同条第1項中「(建築物を除く。)の設置」を「の建設」に改め、「類する行為」の次に「であって、規則で定める規模に該当する行為」を加え、「当該行為が」を「第2条の2の規定にかかわらず、当該行為がこの条例の適用を受ける」に、「規則に」を「規則で」に改め、「により」の次に「書面を提出し、」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第4項の書面を提出する必要があるときは、当該書面も併せて提出するものとする。

第6条第2項中「行為が」の次に「第2条の2の規定によりこの条例の適用を受ける」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の規則で定める規模に該当しない行為を行おうとする者は、第2条の2の規定にかかわらず、当該行為を行う区域と当該区域に隣接する土地(建築物の敷地として利用されている土地を除く。)の区域を一体の区域としてみなした場合において、当該区域において行おうとする行為が規則で定める規模に該当するときは、当該土地を所有する者等に対して当該行為に係る計画その他必要な事項を周知するものとする。第1項の規則で定める規模に該当する行為を行おうとする者についても、同様とする。
- 4 前項の規定により周知した者は、規則で定めるところにより、その旨を書面により市長に届け出るものとする。

第7条第1項中「行おうとする」を削る。

第8条第1項中「標識」の次に「(以下「事業標識」という。)」を加え、同条第2項中「標識(以下「事業標識」という。)」を「事業標識」に改め、「第15条第3項」の次に「の取下届」を加え、「規定による届」を「工事完了届」に改め、同条第3項中「書面」の次に「(以下「標識設置報告書」という。)」を加える。

第9条中「書面(以下「標識設置報告書」という。)」を「標識設置報告書」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 開発者は、前項の規定による意見書の提出を受けたときは、次条の規定による報告書の提出の日までに、当該意見書に対する開発者の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、当該意見書を提出した者に送付しなければ

ばならない。

第11条第1項中「から」を「の翌日から起算して」に改め、「報告書」の次に「(以下「開発事業説明報告書」という。)」を加え、同条第2項中「当該意見書」の次に「及び見解書の写し」を加え、「提出された報告書(以下「開発事業説明報告書」という。)」を「提出する開発事業説明報告書」に改める。

第12条第3項中「見解書」を「再見解書」に改める。

第13条第1項中「事業標識を設置した開発事業における」を「第11条第4項に規定する縦覧の期間満了の日の翌日(第2条の2第3項に規定する開発行為にあつては、第7条第1項の規定による届出をした日)以後、」に改め、同条第2項中「第8条から前条までの」を「この条例に定める」に改める。

第14条第1項中「交付された後」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

第15条第1項中「前条第2項の開発事業協議書を取り交わした日」を「第17条第1項に規定する開発事業に係る工事を完了する日」に改め、「ともに」の次に「、事業標識を設置した開発事業にあつては」を加え、「事業標識に」を「当該事業標識に」に改め、同条第2項中「開発事業の計画の内容を変更したとき(規則で定める軽微な変更である場合を除く。)」を「前項の規定による届出をしたとき」に改め、「手続」の次に「(第2条の2第3項に規定する開発行為にあつては、前2条に定める手続)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める手続を省略できる変更にあつては第9条から第13条までに定める手続を、規則で定める軽微な変更にあつては第9条から前条までに定める手続を省略することができる。

第19条第1項第1号中「道路」の次に「(当該開発事業区域に接する部分に限る。以下同じ。)」を加え、「大規模開発事業にあつては6メートル以上、大規模開発事業以外の開発事業にあつては4メートル」を「別表第4の左欄に掲げる開発事業区域の規模に応じ、それぞれ同表の右欄に定める予定建築物等の用途に応じた幅員」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該道路のうち、主たる道路以外の道路について、規則で定める基準を満たすよう整備する場合は、この限りでない。

第19条第1項第2号中「大規模開発事業の開発事業区域の外部と接続する道路のうち主要な道路は6メートル以上とし、その他の道路及び大規模開発事業以

外の開発事業の開発事業区域内の道路の幅員は、当該道路の延長が70メートル以下の場合には4.5メートル以上、70メートルを超え100メートル以下の場合には5メートル以上、100メートルを超える場合は6メートル」を「別表第5の左欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める予定建築物等の用途に応じた幅員」に改め、同項第3号中「開発事業区域内」を「開発事業区域に接する道路及び開発事業区域内」に改め、同号ア中「交差する」を「道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所の」に改め、「場合」の次に「又は道路の曲がり角の幅員が6メートルを超える場合」を加え、同号イ中「交差する道路の一方」を「道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所の道路の一方」に、「当該道路と交差する道路」を「他方」に改め、「場合」の次に「又は道路の曲がり角を構成する2方向の道路のうち、一方の幅員が6メートルを超え、かつ、他方の幅員が4メートルを超え6メートル以下の場合」を加え、同号に次のように加える。

エ ア及びイの場合において、一方以上の道路に歩道がある場合 3メートルの斜辺長の隅切り

第19条第1項第4号に次のただし書を加える。

ただし、当該開発事業区域の規模及び形状により市長がこの号に定める基準により難いと認める場合は、当該道路を袋路状の道路とすることができる。

第19条第1項第5号を次のように改める。

(5) 前号ただし書の規定により開発事業区域内の道路を袋路状の道路とする場合は、次の区分により転回広場を設置すること。ただし、当該道路の延長が35メートル以下である場合は、この限りでない。

ア 幅員が6メートル未満である場合 終端部及び35メートル以内ごとに1箇所

イ 幅員が6メートル以上である場合 終端部に1箇所

第20条中「予定建築物」を「予定建築物等」に改め、「(地階を除く階数が3以上のものに限る。)」を削り、「、集会所等」を「その他の規則で定める建築物」に、「に相模原市道路構造条例(平成24年相模原市条例第99号)第11条第3項の規定による幅員」を「(規則で定める当該開発事業と関係性がない道路等を除く。)に幅員2メートル以上」に、「であって当該歩道の幅員が同条の規定による幅員を満たしていないときは」を「にあっては、」に改める。

第21条第2項第2号中「予定建築物」を「予定建築物等」に改め、同条第3項第1号中「戸建て住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同項第2号中「除く。）」の次に「又は長屋」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「公園等」を「第1項の規定により設置すべき公園等」に改め、同条第6項中「設置しない」を「設置をしない」に改め、同項第2号中「予定建築物」を「予定建築物等」に改め、同条第7項中「市長は、」を削り、「都市環境」の次に「の形成に寄与すること」を加え、「又は学校、病院、福祉施設等の建築事業」を削る。

第22条第1項中「大規模開発事業」を「開発者は、大規模開発事業」に、「住宅(専用住宅を除く。）」を「共同住宅又は長屋であって規則で定める規模の住宅」に、「行おうとする」を「行う」に改め、「広場」の次に「(以下「自主管理広場」という。）」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「広場」を「自主管理広場」に改める。

第23条の見出しを「(ごみ・資源集積場所)」に改め、同条第1項中「別表第2」を「別表第6」に、「資源・ごみ集積所」を「ごみ・資源集積場所」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、計画戸数が5戸未満となる住宅の開発事業を行う場合であって、開発事業区域に係る自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。)及び市長と協議し、周辺の状況により市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

第23条第2項から第4項までの規定中「資源・ごみ集積所」を「ごみ・資源集積場所」に改める。

第24条第2項中「雨水調整池」の次に「(その管理用地を含む。）」を加える。

第25条第2項中「同じ。）」の次に「等」を加える。

第29条第1項中「別表第3」を「別表第7」に改める。

第31条第1項中「予定建築物」を「予定建築物等」に、「別表第4」を「別表第8」に改め、同条第2項及び第5項中「予定建築物」を「予定建築物等」に改める。

第32条第1項中「及び寄宿舍」を削り、同条第2項中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

第36条中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に

規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。)」を削り、「必要と認められた」を「市長が必要と認めた」に改める。

第 38 条中「きたさない」を「来さない」に改める。

第 41 条中「、開発事業区域内」を「、開発事業区域」に、「きたさない」を「来さない」に改める。

第 47 条第 1 項中「とり」を「採り」に、「とる」を「採る」に改める。

附則第 1 項ただし書を削り、附則第 3 項から第 7 項までを削る。

別表第 4 中「敷地の面積」を「予定建築物等の敷地面積」に改め、法第 7 条に規定する市街化調整区域の項の次に次のように加える。

法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する区域区分が定められていない都市計画区域であって用途地域以外の地域	100 分の 20
法第 29 条第 2 項に規定する都市計画区域外の区域	100 分の 20

別表第 4 を別表第 8 とする。

別表第 3 中「共同住宅」を「共同住宅及び長屋」に改め、同表を別表第 7 とする。

別表第 2 中「資源・ごみ集積所」を「ごみ・資源集積場所」に改め、同表を別表第 6 とする。

別表第 1 中

「

15 センチメートル未満	厚さ 12 センチメートルの軽量ブロック又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物
15 センチメートル以上 35 センチメートル未満	厚さ 12 センチメートルの重量ブロック又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物
35 センチメートル以上 55 センチメートル未満	厚さ 15 センチメートルの重量ブロック又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物
55 センチメートル以上	コンクリート擁壁又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物

を

「

15センチメートル以下のもの	厚さ12センチメートルの建築用コンクリートブロック又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物
15センチメートルを超え35センチメートル以下のもの	厚さ12センチメートルの建築用コンクリートブロック又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物
35センチメートルを超え55センチメートル以下のもの	厚さ15センチメートルの建築用コンクリートブロック又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物
55センチメートルを超えるもの	コンクリート擁壁又はこれと同等以上の土圧の強度及び耐久性を有する構造物

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 建築用コンクリートブロックとは、JIS A 5406の圧縮強さを表す記号12の空洞ブロックをいう。

別表第1を別表第2とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第3(第5条関係)

開発事業区域の存する区域	敷地面積
法第7条に規定する市街化区域	開発事業区域内を複数の敷地に分割する場合は、全ての敷地のうち半数以上の敷地については120平方メートルで、かつ、残りの敷地については100平方メートル。ただし、開発事業区域の面積が1,000平方メートル未満である場合は、全ての敷地について、100平方メートル
法第29条第1項第1号に規定する区域区分が定められていな	120平方メートル

い都市計画区域	
法第29条第2項に規定する都市計画区域外の区域	120平方メートル

別表第4(第19条関係)

開発事業区域 の規模	予定建築物等の用途に応じた幅員			
	一戸建ての 住宅	共同住宅等 (2階建て以 下)	中高層共同 住宅等	住宅以外の 用途
3,000平方メートル未 満	4メートル	4メートル	6メートル (5メートル)	6メートル (5メートル)
3,000平方メートル以 上	6メートル	6メートル	6メートル	6メートル

備考

- 1 共同住宅等とは、建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋をいう。
- 2 中高層共同住宅等とは、地階を除く階数が3以上の共同住宅等をいう。
- 3 括弧内の幅員は、開発事業区域に接する部分について原道路中心線から3メートル以上後退し、拡幅して整備する場合とする。

別表第5(第19条関係)

道路の区分	予定建築物等の用途に応じた幅員			
	一戸建ての 住宅	共同住宅等 (2階建て以 下)	中高層共同 住宅等	住宅以外の 用途
道路の延長が70 メートル以下の もの	4.5メー トル	4.5メー トル	6メートル	6メートル
道路の延長が70 メートルを超え	5メートル	5メートル	6メートル	6メートル

100メートル以下のもの				
道路の延長が100メートルを超えるもの	6メートル	6メートル	6メートル	6メートル
大規模開発事業の開発事業区域の外部と接続する道路のうち、主要な道路	6メートル	6メートル	6メートル	6メートル

備考

- 1 共同住宅等とは、建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち、共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋をいう。
- 2 中高層共同住宅等とは、地階を除く階数が3以上の共同住宅等をいう。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1(第2条関係)

区分	範囲
中高層建築物の建築を伴わない開発事業	当該開発事業の開発事業区域の境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲
中高層建築物の建築を伴う開発事業	当該中高層建築物の敷地の境界線からの水平距離が当該中高層建築物の高さの2倍以内の範囲で、かつ、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に当該中高層建築物の日影が平均地盤面に生ずる範囲及び当該開発事業の開発事業区域の境界線からの水平距離が10メートル以内の範囲

第2条 相模原市開発事業基準条例の一部を次のように改正する。

第1条中「基準」の次に「、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下

「法」という。)第33条第3項及び第4項の規定に基づく開発許可の基準等」を加える。

第2条第1号中「都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第2条の4中「昭和44年政令第158号」の次に「。以下「政令」という。」を加える。

第5条中「開発者」の次に「(開発行為を行う者を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第33条第4項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める区域及び建築物の敷地面積の最低限度は、前項の規定により定められた当該別表に定める面積とする。

第19条第1項中「開発者は、」を削り、「道路を、」を「道路について、開発者(開発行為を行う者を除く。)は」に改め、「基準を」の次に「、開発者(開発行為を行う者に限る。)」は、第3号エに掲げる基準を」を加え、同条に次の2項を加える。

6 法第33条第3項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により条例で定める小区間で通行上支障がない道路の幅員の最低限度は、政令第25条第2号の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の規定により定められた当該別表に定める幅員とする。

7 法第33条第3項の規定により条例で定める道路の形状等の基準は、政令第29条の規定にかかわらず、第1項第3号(同号エに定めるものを除く。)から第5号までの規定に掲げる基準とする。

第21条第1項中「開発者」の次に「(開発行為を行う者を除く。)」を加え、同条第2項ただし書を削り、同項第1号中「から60人を控除した人口」を削り、同条第6項第1号中「公園等が存する」を「公園が存する場合として規則で定める」に改め、同項中第2号を第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

(2) 当該大規模開発事業の開発事業区域が土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業その他これらに類する事業(以下「整備事業」という。)が施行された土地の区域内(当該整備事業を施行している土地の区域内を含む。以下「施行区域内」という。)に存し、当該整備事業により設置された公園が存する場合又は当該整備事業に基づき

公園を設置する計画がある場合

- (3) 当該大規模開発事業の開発事業区域が既に行われた大規模開発事業の区域内に存し、又は既に行われた大規模開発事業の区域を含むもので、かつ、当該大規模開発事業により設置された公園が存する場合

第21条に次の2項を加える。

- 8 法第33条第3項の規定により条例で定める施設の種類を公園に限定する基準は、政令第25条第6号の規定にかかわらず、第1項の規定により予定建築物の用途が住宅である場合について適用する。
- 9 法第33条第3項の規定により条例で定める公園等の数、一箇所当たりの面積の最低限度及び公園等の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度は、政令第25条第6号及び第7号の規定にかかわらず、第2項及び第4項の規定により定められた数、面積及び割合とする。

第22条第2項中「から60人を控除した人口」を削り、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開発者は、自主管理広場の面積を減じ、又は設置をしないことができる。

(1) 当該開発事業区域の周辺に相当規模の公園が存する場合として規則で定める場合

(2) 当該開発事業区域が施行区域内に存し、整備事業により設置された公園が存する場合又は当該整備事業に基づき公園を設置する計画がある場合

(3) 当該開発事業区域が既に行われた大規模開発事業の区域内に存し、又は既に行われた大規模開発事業の区域を含むもので、かつ、当該大規模開発事業により設置された公園が存する場合

第23条第1項中「開発者」の次に「(開発行為を行う者を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 法第33条第3項の規定により条例で定める20ヘクタール未満の開発行為におけるごみ・資源集積場所を設置すべき開発行為の規模は、住宅の計画戸数が5戸以上の場合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市開発事業基準条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第6条第1項の規定による書面の提出がされた開発事業について適用し、同日前に第1条の規定による改正前の相模原市開発事業基準条例(以下「旧条例」という。)の規定による手続が行われている開発事業については、なお従前の例による。ただし、同日から起算して6月以内に、旧条例の規定による開発事業協議書の取り交わし又は協定の締結がなされないときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により新条例の適用を受けることとなった開発事業のうち、附則第1項ただし書に規定する日前に新条例第6条第1項の規定による書面の提出がされた開発事業については、新条例の規定を適用し、第2条の規定による改正後の相模原市開発事業基準条例の規定は、適用しない。ただし、同日から起算して6月以内に、新条例の規定による開発事業協議書の取り交わしがなされないときは、この限りでない。

- 4 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる開発事業(同項ただし書の規定が適用されるものを除く。)に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

- 5 相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例(平成元年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する開発事業」の次に「のうち、開発条例第2条の2の規定の適用を受けるもの」を加え、同条第3号中「開発条例第2条第4号」を「前号」に、「開発事業区域」を「開発事業に係る土地の区域」に改め、同条第4号中「開発条例第2条第6号」を「第2号」に、「開発者」を「開発事業を行おうとする者」に改める。

(都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

- 6 都市計画法による市街化調整区域等における開発許可等の基準に関する条例

(平成14年相模原市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名中「市街化調整区域等」を「市街化調整区域」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

提案の理由

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可の基準の技術的細目等に係る規定の改正、一の開発事業とみなす基準に係る規定の追加、編入前の津久井町、相模湖町及び藤野町の区域における合併に伴う経過措置の削除並びに敷地面積の最低限度等に係る規定の追加、公共施設等の整備基準に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第149号関係資料

相模原市開発事業基準条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可の基準の技術的細目等に係る規定の改正(第1条、第5条、第19条、第21条及び第23条関係)

開発事業区域内等における予定建築物の敷地面積の最低限度並びに道路の整備並びに公園等及びごみ・資源集積場所の設置に係る開発許可の基準について、都市計画法第33条第3項の規定により技術的細目で定められた制限を強化し、及び同条第4項の規定により敷地面積の最低限度に関する制限を定めるもの

- (2) 一の開発事業とみなす基準に係る規定の追加(第2条の3関係)

隣接した土地における開発事業又は連続して行われる開発事業を一の開発事業とみなす場合における基準を定めるもの

- (3) 編入前の津久井町、相模湖町及び藤野町の区域における合併に伴う経過措置の削除並びに敷地面積の最低限度等に係る規定の追加(第5条、第31条及び附則関係)

ア 合併に伴う経過措置により旧町の条例(開発行為に係るもの)を適用していた編入前の津久井町及び相模湖町の区域並びに条例の適用除外としていた編入前の藤野町の区域について、条例の適用対象区域とし、原則、統一した基準により運用するもの

イ 編入前の津久井町、相模湖町及び藤野町の区域内における予定建築物の敷地面積の最低限度を1敷地120平方メートルとし、予定建築物等の敷地に設置する緑化施設を敷地面積の20パーセント以上とするもの

- (4) 公共施設等の整備基準に係る規定の改正(第19条から第23条まで関係)

ア 道路、歩道状空地、ごみ・資源集積場所等の適正な配置及び確保のため、当該施設に係る基準の見直し等をするもの

イ 公園、自主管理広場等の適正な配置及び確保のため、当該施設に係る基準の見直し等をするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)。ただし、1(1)及び(4)イに係る規定は、同年 7 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1(2)、(3)及び(4)アに係る規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に新条例第 6 条第 1 項の規定による書面の提出がされた開発事業について適用し、同日前に 1(2)、(3)及び(4)アに係る規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)の規定による手続が行われている開発事業については、なお従前の例によることとするもの。ただし、同日から起算して 6 月以内に、旧条例の規定による開発事業協議書の取り交わし又は協定の締結がなされないときは、この限りでない。

イ 2(2)アの規定により新条例の適用を受けることとなった開発事業のうち、2(1)ただし書に規定する日前に新条例第 6 条第 1 項の規定による書面の提出がされた開発事業については、新条例の規定を適用し、1(1)及び(4)イの規定は適用しないこととするもの。ただし、同日から起算して 6 月以内に、新条例の規定による開発事業協議書の取り交わしがなされないときは、この限りでない。

ウ 施行日前にした行為及び 2(2)アの規定によりなお従前の例によることとされる開発事業(2(2)アただし書の規定が適用されるものを除く。)に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例

(相模原市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市職員等の旅費に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 26 年相模原市条例第 11 号)」の次に「、相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 28 号)」を加える。

(相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市一般職の職員の分限に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「前項の規定により」を削る。

附則に次の 2 項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

6 平成 29 年 4 月 1 日(以下「移譲日」という。)の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 56 号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 51 号)第 5 条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)の改正に伴い、引き続き相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)又は相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 28 号)の適用を受け

ることとなつたもの(次項において「特定教職員」という。)で、法第28条第2項第1号の規定に該当して休職しているもの(移譲日の前日において休職しているものに限り、移譲日に復職をしたものを除く。)の休職の期間(市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和31年神奈川県条例第35号。次項において「県条例」という。)第4条第1項の規定により定められた期間をいう。次項において同じ。)は、第5条第1項及び第2項の規定により定められたものとみなす。

7 移譲日まで復職をした特定教職員(休職の期間の末日(県条例第4条第2項の規定により復職を命じられ、復職をした場合は、当該復職をした日の前日とする。)が平成28年4月1日以後であつたものに限る。)に対する第5条第4項の規定の適用については、同項中「復職前の休職の期間」とあるのは、「復職前の休職の期間(市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和31年神奈川県条例第35号)第4条第1項の規定により定められた期間(同条第2項の規定により復職を命じられ、復職をした場合は、当該復職をした日の前日をその末日とする。)を含む。)」とする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第3条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部相模原市立小中学校結核対策委員会の項中「(以下「市立小中学校」という。)」を削り、同部相模原市教職員健康審査会の項中「市立小中学校の県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。)」を「学校職員(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)第2条第1項に規定する学校職員をいい、栄養教諭を除く。)、学校技能員及び介助員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成4年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第5条の見出し中「職員」を「一般職」に改め、同条中「第16条第1項」の

次に「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)第7条の規定により相模原市一般職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加える。

(相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年相模原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第5条中「給与条例」を「一般職給与条例」に改め、「第16条第1項」の次に「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。第14条において同じ。)」を加える。

第10条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第14条(見出しを含む。)中「給与条例」を「一般職給与条例」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「給与条例」を「給与に関する条例」に改め、同条第1項中「給与条例」を「一般職給与条例」に改め、「及び第2項」の次に「、第14条の3の2第2項及び第3項第2号」を、「部分の規定」の次に「(第6条、第7条、第7条の3、第14条の7並びに第14条の8及び第14条の9の規定中勤勉手当に関する部分の規定については、相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)並びに学校職員給与条例第4条、第5条、第9条第1項及び第2項、第10条第2項及び第3項第2号並びに第11条の規定」を加え、同条第2項中「給与条例」を「一般職給与条例」に改め、「及び第14条の4第2項」の次に「(学校職員給与条例第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加え、「第14条の3第3項中」を「第14条の3第3項及び第14条の3の2第1項中」に、「相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職員条例」に改め、「、第14条の3の2

第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とを削り、同条に次の1項を加える。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第9条第3項及び第10条第1項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第9条第3項及び第10条第1項中「管理職手当の支給を受ける学校職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける学校職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された学校職員」とする。

(相模原市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第7条 相模原市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」の次に「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)第7条の規定により相模原市一般職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加え、「並びに」を「、」に改め、「)の月額」の次に「並びに義務教育等教員特別手当の月額」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 2 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において職員の修学部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第9号)の規定により修学部分休業を承認されている職員(修学部分休業を承認された期間の末日が移譲日以後であるものに限る。)で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴いこの条例の適用を受けることとなったものは、第2条の規定により修学部分休業を承認されたものとみなす。この場合において、同条第1項中「15分」とあるのは、「5分」とする。

(相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第

7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第10条」の次に「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)第7条の規定により相模原市一般職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加え、「並びに」を「、」に改め、「)の月額」の次に「並びに義務教育等教員特別手当の月額」を加える。

附則第2項を次のように改める。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 2 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第10号)の規定により高齢者部分休業を承認されている職員(高齢者部分休業を承認された期間の末日が移譲日以後であるものに限る。)で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴いこの条例の適用を受けることとなったものは、第2条の規定により高齢者部分休業を承認されたものとみなす。この場合において、同条第1項中「15分」とあるのは、「5分」とする。

(相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

- 第9条 相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年相模原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 3 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年神奈川県条例第71号)の規定により自己啓発等休業をすることを承認されている職員(自己啓発等休業をすることを承認された期間の末日が移譲日以後であるものに限る。)で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴いこの条例の適用を受けることとなったものは、第2条(第7条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により自己啓発等休業をすることを承認されたものとみなす。

(相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第10条 相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

2 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年神奈川県条例第77号)の規定により配偶者同行休業をすることを承認されている職員(配偶者同行休業をすることを承認された期間の末日が移譲日以後であるものに限る。)で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴いこの条例の適用を受けることとなったものは、第2条(第6条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により配偶者同行休業をすることを承認されたものとみなす。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第11条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次項」を「第3項」に改め、「相当する額」の次に「(1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)」を加え、同条第3項を削り、同条第2項中「第12条第2項」の次に「の規定」を加え、「含む。)の規定」を「含む。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

第4条第2号中「第16条」の次に「の規定」を加え、「並びに附則第20項の規定」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第150号関係資料

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市職員等の旅費に関する条例の一部改正(第1条関係)

旅費の支給対象となる職員に、相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「学校職員」という。)を追加するもの

(2) 相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い、本市の条例の適用を受けることとなる職員(以下「特定教職員」という。)のうち、平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定に該当して休職している職員であって移譲日以後引き続き同法の規定に該当して休職するものに係る市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和31年神奈川県条例第35号)の規定により定められた休職の期間については、相模原市一般職の職員の分限に関する条例(昭和29年相模原市条例第21号)の規定により定められたものとみなすこととするもの

イ 特定教職員のうち、移譲日までに復職した職員であって当該復職前の休職の期間の末日が平成28年4月1日以後であったものが、当該復職の日から1年を経過せず同一の傷病により休職の処分を受けたときの休職の期間については、当該復職前の休職の期間に引き続いたものとするもの

(3) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第3条関係)

相模原市教職員健康審査会の審査対象となる職員について、栄養教諭を除いた学校職員、学校技能員及び介助員とするもの

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正(第4条関係)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される学校職員に対する相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号。以下「一般職給与条

例」という。)の休職者の給与の支給に係る規定の取扱いについて定めるもの

- (5) 相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正(第5条関係)

公益的法人等へ派遣後職務に復帰した学校職員及び公益的法人等の業務に従事するために退職した学校職員であって、当該公益的法人等を退職後再び採用されたものに対する一般職給与条例の休職者の給与の支給に係る規定の取扱いについて定めるもの

- (6) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第6条関係)

特定任期付職員である学校職員に対する一般職給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用除外等について整理するもの

- (7) 相模原市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正(第7条関係)

ア 修学部分休業を承認された学校職員の給与の減額の取扱いに係る規定を整理するもの

イ 特定教職員のうち、移譲日の前日において職員の修学部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第9号)の規定により修学部分休業を承認されている職員であって当該休業期間の末日が移譲日以後であるものは、相模原市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第6号)の規定により当該休業を承認されたものとみなすこととするもの

- (8) 相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正(第8条関係)

ア 高齢者部分休業を承認された学校職員の給与の減額の取扱いに係る規定を整理するもの

イ 特定教職員のうち、移譲日の前日において職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第10号)の規定により高齢者部分休業を承認されている職員であって当該休業期間の末日が移譲日以後であるものは、相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第7号)の規定により当該休業を承認されたものとみなすこととするもの

- (9) 相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正(第9条関係)

特定教職員のうち、移譲日の前日において職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年神奈川県条例第71号)の規定により自己啓発等休業を承認されている職員であって当該休業期間の末日が移譲日以後であるものは、相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年相模原市条例第5号)の規定に

より当該休業を承認されたものとみなすこととするもの

(1 0) 相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正(第 1 0 条関係)

特定教職員のうち、移譲日の前日において職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 2 6 年神奈川県条例第 7 7 号)の規定により配偶者同行休業を承認されている職員であって当該休業期間の末日が移譲日以後であるものは、相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 2 6 年相模原市条例第 2 9 号)の規定により当該休業を承認されたものとみなすこととするもの

(1 1) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正(第 1 1 条関係)

校長、副校長、教頭及び事務職員を除いた学校職員等に支給する教職調整額について、支給方法等に係る規定を整理するもの

2 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日。ただし、1 (1 1) の規定は、公布の日

調停の成立について(公益施設の設置に係る金員支払請求調停申立事件)

平成 27 年相模原市議会第 2 回定例会 9 月定例会議において議案第 116 号として議決を経て調停を申し立てた公益施設の設置に係る金員支払請求調停申立事件(東京地方裁判所平成 27 年(ノ)第 79 号)について、次のとおり調停を成立させる。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 調停の相手方

日新製鋼株式会社

2 調停条項の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、本件解決金として金 150,000,000 円の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を平成 29 年 1 月 31 日限り、本市が指定する口座に振り込む方法で支払う。
- (3) 本市は、相模原市緑区大山町 403 番 65 の土地(面積 3,660.38 平方メートル。以下「寄附土地」という。)を本市の市民のために用いるものとし、特段の事情のない限り転売しない。
- (4) 本市は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 本市及び相手方は、本市と相手方の間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。

3 事件の概要

- (1) 本市は、平成 20 年 7 月に公益施設の設置に係る協力に関する確認書を平成 26 年 4 月に相手方と合併した日本金属工業株式会社(以下「旧日金工」という。)と締結し、旧日金工が用地の提供として寄附土地を、市立美術館の建設費用として金 300,000,000 円の建設協力金(以下「建設協力金」という。)を本市に寄附することを確認した。

- (2) 本市は、平成 2 3 年 1 月に旧日金工と公益施設の設置に係る協力に関する確認書を変更する確認書(以下「変更確認書」という。)を締結し、変更確認書において建設協力金に係る寄附の履行期限(以下「寄附の履行期限」という。)を平成 2 6 年 3 月末日と定め、寄附の履行期限までに寄附土地に整備を計画する市立美術館の基本設計予算が議会の承認を得られない見込みとなった場合には、寄附の履行期限について旧日金工と再度協議を行うこととした。
- (3) 本市は、平成 2 3 年 4 月に旧日金工から寄附土地の提供を受けたものの、建設協力金については、変更確認書において寄附の履行期限と定めていた平成 2 6 年 3 月末日までに旧日金工から受納することができないこととなったため、その後、旧日金工と合併した相手方と寄附の履行に関する協議を行っていたが、相手方は、変更確認書が失効していると主張し、当事者のみの協議では結論が得られない状況となった。
- (4) 本市は、本件問題の根本的な解決を図るため、平成 2 7 年相模原市議会第 2 回定例会 9 月定例会議において議案第 1 1 6 号として議決を経て、平成 2 7 年 1 1 月 1 6 日に東京地方裁判所に対し、相手方に建設協力金の支払を求める調停の申立てを行った(東京地方裁判所平成 2 7 年(ノ)第 7 9 号)。
- (5) 東京地方裁判所において本件を担当した調停委員会は、6 回の調停期日を経て本市と相手方の主張を勘案し、調停を成立させるため、調停条項について勧告した。

提案の理由

公益施設の設置に係る金員支払請求調停申立事件(東京地方裁判所平成 2 7 年(ノ)第 7 9 号)について、調停を成立させたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案するものである。

指定管理者の指定について(相模原市立老人福祉センター湊松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立老人福祉センター湊松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号
名 称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市立老人福祉センター湊松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 5 2 号関係資料(その 1)

公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

1 設立年月日等

昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立

昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行

平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

2 規模

(1) 職員数等 役員 1 3 名、職員 1 2 2 名

(2) 基本財産 2 0 6 , 5 7 8 , 4 7 1 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立老人福祉センター湊松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

イ 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

ウ 相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(平成 2 1 年 4 月から現在に至る。)

議案第 1 5 2 号関係資料(その 2)

相模原市立老人福祉センター湫松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者の選考について

1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 6 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 8 年 6 月 2 0 日(参加数 3 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 8 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 2 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 2 8 年 1 0 月 5 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立老人福祉センター湫松園・若竹園指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(相模原市老人クラブ連合会の代表 2 名、相模原市社会福祉協議会の代表 1 名、市職員 2 名) 計 6 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 6 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	24	21
	市民サービス水準の確保	60	42
	施設等の維持管理の計画・内容	48	38
	年間事業計画の理念・内容	60	48
	団体独自の発想に基づく提案	48	40
	管理に必要な人員の配置	48	42
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	48	42
	収支計画	48	34
	小計	384	307
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	24	24
	組織・人員体制	24	20
	雇用及び労働条件	24	21
	申請団体の事業実績	24	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	48	38
	個人情報保護及び情報公開の体制	24	19
	公共性への取組	24	20
	法令等の遵守	24	22
	小計	216	184
小計	600	491	
経費削減に対する評価		30	0
合計		630	491

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」

という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体について、配点の合計(630点)を100点満点に換算した場合の得点は、77.9点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立清新デイサービスセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立清新デイサービスセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区清新7丁目4番1号
名称 社会福祉法人智泉会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案の理由

相模原市立清新デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 5 3 号関係資料(その 1)

社会福祉法人智泉会の概要

1 設立年月日

平成 9 年 1 月 3 0 日

2 規模

(1) 職員数等 役員 8 名、職員 7 5 名

(2) 資産の総額 1 , 4 6 5 , 3 9 7 , 2 5 1 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの設置及び経営

(イ) 軽費老人ホームの設置及び経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業

(イ) 老人デイサービスセンターの設置及び経営

(ウ) 相模原市立清新デイサービスセンターの管理及び経営

ウ 居宅介護支援事業

エ 地域包括支援センターの事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立清新デイサービスセンターの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

議案第 1 5 3 号関係資料(その 2)

相模原市立清新デイサービスセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

社会福祉法人智泉会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 6 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 8 年 6 月 1 6 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 8 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 2 日まで(申請数 2 団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
社会福祉法人草加福社会	埼玉県草加市長栄 2 丁目 1 番地 8

(4) 選考

平成 2 8 年 1 0 月 3 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立清新デイサービスセンターに係る相模原市立デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民生委員・児童委員 1 名、相模原市社会福祉協議会の代表 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20
	市民サービス水準の確保	30	28
	施設等の維持管理の計画・内容	40	32
	年間事業計画の理念・内容	40	38
	団体独自の発想に基づく提案	40	32
	管理に必要な人員の配置	50	44
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	40
	収支計画	40	34
	小計	300	268
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	15
	組織・人員体制	30	28
	雇用及び労働条件	20	18
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	38
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	15
	公共性への取組	30	30
	法令等の遵守	20	20
	小計	200	184
合計		500	452

備考 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、250点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	合計得点
社会福祉法人草加福祉会	364

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(500点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
社会福祉法人智泉会	90.4
社会福祉法人草加福祉会	72.8

指定管理者の指定について(相模原市立星が丘デイサービスセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立星が丘デイサービスセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区上溝5423番地5
名称 社会福祉法人上溝緑寿会
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案の理由

相模原市立星が丘デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第154号関係資料(その1)

社会福祉法人上溝緑寿会の概要

1 設立年月日

平成6年11月14日

2 規模

(1) 職員数等 役員12名、職員221名

(2) 資産の総額 2,450,609,932円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 特別養護老人ホームの経営

(イ) 軽費老人ホームの経営

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人居宅介護等事業の経営

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ウ) 老人デイサービス事業の経営

(エ) 障害福祉サービス事業の経営

(オ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(カ) 相模原市立星が丘デイサービスセンターの管理及び経営

ウ 居宅介護支援事業

エ 地域包括支援センターの事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立星が丘デイサービスセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

議案第 1 5 4 号関係資料(その 2)

相模原市立星が丘デイサービスセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

社会福祉法人上溝緑寿会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 6 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

イ 申請の受付 平成 2 8 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 2 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 2 8 年 1 0 月 3 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立星が丘デイサービスセンターに係る相模原市立デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民生委員・児童委員 1 名、相模原市社会福祉協議会の代表 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20
	市民サービス水準の確保	30	22
	施設等の維持管理の計画・内容	40	40
	年間事業計画の理念・内容	40	38
	団体独自の発想に基づく提案	40	40
	管理に必要な人員の配置	50	46
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	40
	収支計画	40	32
	小計	300	278
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	17
	組織・人員体制	30	28
	雇用及び労働条件	20	14
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	34
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	17
	公共性への取組	30	30
	法令等の遵守	20	18
	小計	200	176
合計		500	454

備考 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、250点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(500点)を100点満点に換算した場合の得点は、90.8点である。

指定管理者の指定について(相模原市立古淵デイサービスセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立古淵デイサービスセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区東淵野辺 4 丁目 2 5 番 3 号
名 称 社会福祉法人たけのうち福祉会
- 3 指定の期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市立古淵デイサービスセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第155号関係資料(その1)

社会福祉法人たけのうち福祉会の概要

1 設立年月日

平成11年5月6日

2 規模

(1) 職員数等 役員8名、職員134名

(2) 資産の総額 1,542,546,156円

3 事業概要等

(1) 事業概要

第二種社会福祉事業

ア 保育所の経営

イ 老人デイサービスセンターの経営

ウ 相模原市立古淵デイサービスセンターの管理及び経営

エ 一時預かり事業の経営

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立古淵デイサービスセンターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

議案第 1 5 5 号関係資料(その 2)

相模原市立古淵デイサービスセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

社会福祉法人たけのうち福祉会(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 6 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 8 年 6 月 1 7 日(参加数 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 8 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 2 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 2 8 年 1 0 月 3 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立古淵デイサービスセンターに係る相模原市立デイサービスセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(民生委員・児童委員 1 名、相模原市社会福祉協議会の代表 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20
	市民サービス水準の確保	30	28
	施設等の維持管理の計画・内容	40	38
	年間事業計画の理念・内容	40	38
	団体独自の発想に基づく提案	40	40
	管理に必要な人員の配置	50	46
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	36
	収支計画	40	36
	小計	300	282
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	30	28
	雇用及び労働条件	20	17
	申請団体の事業実績	20	16
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	36
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	15
	公共性への取組	30	26
	法令等の遵守	20	18
	小計	200	176
合計		500	458

備考 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、250点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(500点)を100点満点に換算した場合の得点は、91.6点である。

指定管理者の指定について(相模原市立東林ふれあいセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立東林ふれあいセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号
名称 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案の理由

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第156号関係資料(その1)

公益財団法人相模原市まち・みどり公社の概要

1 設立年月日等

昭和37年6月14日 設立

昭和49年4月1日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称

平成23年4月1日 公益財団法人に移行

平成26年4月1日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称

2 規模

(1) 職員数等 役員13名、職員122名

(2) 基本財産 206,578,471円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業

イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業

ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業

エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業

オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

イ 相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センターの指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)

ウ 相模原市立老人福祉センター溪松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)

議案第 1 5 6 号関係資料(その 2)

相模原市立東林ふれあいセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

公益財団法人相模原市まち・みどり公社(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 6 月 6 日から同年 7 月 6 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 8 年 6 月 2 0 日(参加数 2 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 8 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 2 日まで(申請数 2 団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
社会福祉法人白山福社会	川崎市麻生区白山 1 丁目 1 番 1 号

(4) 選考

平成 2 8 年 1 0 月 4 日に、申請のあった 2 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立東林ふれあいセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(東林地区自治会連合会の代表 1 名、東林地区老人クラブ連合会の代表 1 名、東林地区社会福祉協議会の代表 1 名、市職

員2名) 計6名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員6名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	24	22
	市民サービス水準の確保	60	46
	施設等の維持管理の計画・内容	60	50
	年間事業計画の理念・内容	60	54
	団体独自の発想に基づく提案	48	48
	管理に必要な人員の配置	48	40
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	48	44
	収支計画	48	36
	小計	396	340
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	24	24
	組織・人員体制	24	20
	雇用及び労働条件	24	20
	申請団体の事業実績	24	22
	施設の安全、衛生管理等の体制	36	32
	個人情報保護及び情報公開の体制	24	21
	公共性への取組	24	24
	法令等の遵守	24	22
	小計	204	185
小計	600	525	
経費削減に対する評価		30	0
合計		630	525

備考

1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計

画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。

- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	合計得点
社会福祉法人白山福社会	386

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(630点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	83.3
社会福祉法人白山福社会	61.2

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立相模湖ふれあいパーク)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立相模湖ふれあいパーク
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区富士見4丁目3番1号
名称 公益社団法人相模原市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案の理由

相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 5 7 号関係資料(その 1)

公益社団法人相模原市シルバー人材センターの概要

1 設立年月日等

昭和 6 3 年 4 月 1 日 設立

平成 2 4 年 4 月 1 日 公益社団法人に移行

2 規模

(1) 職員数等 役員 2 2 名、職員 3 2 名

(2) 資産の総額 6 9 , 6 8 1 , 2 8 6 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(いずれも雇用によるものを除く。)を希望する高年齢者のための当該就業の確保及び提供

イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業(いずれも雇用によるものに限る。)を希望する高年齢者のための職業紹介事業又は一般労働者派遣事業

ウ 就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした高年齢者に対する講習等

エ 高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高年齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業

オ 高年齢者の多様な就業の機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業

カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者(平成 1 8 年 4 月から現在に至る。)

議案第 1 5 7 号関係資料(その 2)

相模原市立相模湖ふれあいパークの指定管理者の選考について

1 選考理由

公益社団法人相模原市シルバー人材センター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 6 月 6 日から同年 7 月 5 日まで

イ 申請の受付 平成 2 8 年 7 月 2 2 日から同年 8 月 2 2 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 2 8 年 9 月 2 1 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立相模湖ふれあいパーク指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学副学長)及び委員(公認会計士 1 名、民間事業者 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目	配点	得点
------	----	----

事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	18
	市民サービス水準の確保	50	42
	施設等の維持管理の計画・内容	50	34
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	団体独自の発想に基づく提案	40	36
	管理に必要な人員の配置	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	28
	収支計画	40	26
	小計	320	246
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	19
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	16
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	32
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	18
	法令等の遵守	20	16
	小計	180	151
小計		500	397
経費削減に対する評価		25	0
合計		525	397

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、300点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)})$$

÷ 提案に当たっての上限額(年額) × 100

(イ) 候補団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、75.6点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立環境情報センター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立環境情報センター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区相模原4丁目7番10号エス・プラザビル1F
名称 株式会社ウイツコミュニティ
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案の理由

相模原市立環境情報センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第158号関係資料(その1)

株式会社ウイツココミュニティの概要

1 設立年月日等

平成3年2月28日 設立

平成14年10月1日 株式会社アポロコミュニティから株式会社ウイツコ
コミュニティに改称

2 規模

(1) 従業員数等 役員5名、従業員163名

(2) 資本金 50,000,000円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア ビル清掃業及びビル警備

イ 建物管理業

ウ 建物美装及び建物総合清掃

エ 電気工事及び電気設備保守

オ 消防施設工事

カ 営繕工事、管工事及び建築工事

キ 建築資材、建物清掃用機械器具及び消耗品の販売

ク 浄化槽保守

ケ 貯水槽清掃及び保守

コ 環境保全及び創造に関する事業

サ 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介

シ アからサまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第158号関係資料(その2)

相模原市立環境情報センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

株式会社ウイツコミュニティ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

環境の保全及び創造を図ることを目的として設立された市内に活動の本拠となる事務所を有する法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成28年6月1日から同月30日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成28年6月24日(参加数 6団体)

ウ 申請の受付 平成28年7月7日から同年8月8日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

平成28年8月19日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立環境情報センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(学校教育有識者)及び委員(大学准教授1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	30	26
	市民サービス水準の確保	40	24
	施設等の維持管理の計画・内容	20	13
	年間事業計画の理念・内容		
	環境学習の推進	40	26
	環境活動の支援	40	36
	環境情報の提供	40	30
	団体独自の発想に基づく提案	40	20
	管理に必要な人員の配置	40	22
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	30
	収支計画	30	19
小 計		360	246
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	15
	組織・人員体制	30	19
	雇用及び労働条件	20	16
	申請団体の事業実績	20	12
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	24
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	16
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	14
	小 計		190
小 計		550	376
経費削減に対する評価		27	0
合 計		577	376

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、280点とした。

2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセント(小数点以下切捨て)を上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体について、配点の合計(577点)を100点満点に換算した場合の得点は、65.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原麻溝公園競技場他 3 施設)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第 2 競技場、相模原麻溝公園スポーツ
広場及び相模原麻溝公園グラウンド

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 23 号

名 称 相模原市体育協会グループ

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第 2 競技場、相模原麻溝公園スポーツ
広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものであ
る。

議案第 1 5 9 号関係資料(その 1)

相模原市体育協会グループの概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号
公益財団法人相模原市体育協会
東京都中野区東中野 3 丁目 2 0 番 1 0 号
日本体育施設株式会社
東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号
株式会社 N T T ファシリティーズ
相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号
株式会社ギオン

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市体育協会	平成元年 1 0 月 2 6 日 設立 平成 2 4 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
日本体育施設株式会社	昭和 4 6 年 5 月 1 0 日 設立
株式会社 N T T ファシリティーズ	平成 3 年 1 0 月 1 8 日 設立 平成 1 8 年 7 月 1 日 株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズから株式会社 N T T ファシリティーズに改称
株式会社ギオン	昭和 4 7 年 5 月 2 0 日 設立 平成 1 3 年 1 月 5 日 ・園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市体育協会	役員 1 7 名 職員 3 7 名	基本財産 1 1 1 , 0 2 0 千円
日本体育施設株式会社	役員 7 名	資本金

	従業員 126名	43,500千円
株式会社NTTファシリティーズ	役員 20名	資本金
	従業員 1,171名	12,400,000千円
株式会社ギオン	役員 5名	資本金
	従業員 1,517名	46,720千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市体育協会	<p>ア スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進</p> <p>イ スポーツ団体、選手、指導者等の育成指導、支援及び表彰</p> <p>ウ スポーツを通じた交流の促進</p> <p>エ スポーツに関する情報の収集及び提供</p> <p>オ スポーツ活動の機会・場の提供</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
日本体育施設株式会社	<p>ア 総合グラウンド、各種運動場の基本計画、設計、施工、請負及び監理</p> <p>イ 体育施設の設計及び施工</p> <p>ウ 土木工事・造園工事・舗装工事・防水工事の設計、施工、請負及び監理</p> <p>エ 建築工事業</p> <p>オ 上記工事に関する調査及び測量並びにそれに必要な資材・機械類の輸出入及び販売</p> <p>カ 各種床材及び建材の輸出入及び販売</p> <p>キ スポーツ施設用機具及びスポーツ用品の輸出入、販売及び賃貸</p> <p>ク 人工芝の販売、設置及び施工</p> <p>ケ 各種スポーツ施設の管理、賃貸及び運営</p> <p>コ 公園の管理・運営の受託及び各種催物のためのイベント施設の賃貸</p>

<p>株式会社NTT ファシリティーズ</p>	<p>ア 建築物・工作物全般、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システムに係る次に掲げる業務 (ア) 設計、監理及び工事の請負 (イ) 保守、維持管理及び修繕 (ウ) コンストラクションマネジメント(発注主代理による建設プロジェクトの管理及び調整) (エ) 清掃、害虫駆除及び環境測定</p> <p>イ 次に掲げる事項に係る企画及びコンサルティング (ア) 不動産、電気通信・コンピュータ用電力設備及び情報通信システム (イ) 不動産、建築設備、インテリア及び建築物の利用環境等に関する経営管理活動(ファシリティマネジメント) (ウ) 環境改善及び環境保全</p> <p>ウ 不動産及び電気通信・コンピュータ用電力設備に係る売買、交換、賃貸、管理及び仲介</p> <p>エ 警備業務</p> <p>オ 駐車場の管理運營業務</p> <p>カ 自家用発電装置・冷暖房装置並びにそれに係る電気及び熱源供給システムの開発、設計、監理、保守、販売、賃貸及び工事の請負</p> <p>キ コージェネレーションシステム(電気・熱併給発電システム)等による電気供給事業及び熱源供給事業</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運營業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p> <p>キ 搬送装置製造販売</p> <p>ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p>

	ケ スポーツ施設の運営及び管理業務 コ 警備業 サ 清掃業
--	-------------------------------------

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
公益財団法人相模原市体育協会	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
日本体育施設株式会社	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ウ 中野区上高田運動施設、哲学堂運動施設及び哲学堂公園並びに妙正寺川公園運動広場の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。) エ 仙台市七北田公園の一部(仙台スタジアム及び体育館を含む。)の指定管理者(平成19年4月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社NTTファシリティーズ	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。) ウ 静岡県立水泳場の指定管理者(平成17年4月から現在に至る。) エ 大田区総合体育館の指定管理者(平成24年3月から現在に至る。) いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広

株式会社ギオン	<p>場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 町田市小野路公園、鶴川中央公園及び鶴川1号緑地の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 町田市町田中央公園、木曾山崎公園、鶴間公園、日向山公園(公園区域の一部)及び忠生公園(有料運動施設のみ)の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
---------	---

議案第 1 5 9 号関係資料(その 2)

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園第 2 競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場及び相模原麻溝公園グラウンドの指定管理者の選考について

1 選考理由

相模原市体育協会グループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2 (3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 2 8 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 2 8 年 7 月 1 4 日(参加数 8 団体)

ウ 申請の受付 平成 2 8 年 8 月 1 7 日から同年 9 月 1 6 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 2 8 年 1 0 月 4 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された都市公園及び体育施設指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(公認会計士 1 名、相模原市スポーツ推進審議会委員 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	18
	市民サービス水準の確保と向上	50	40
	施設等の維持管理の計画・内容	50	40
	年間事業計画の理念・内容	40	26
	団体独自の発想に基づく提案	40	28
	管理に必要な人員の配置	40	26
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	24
	収支計画	40	22
	小計	320	224
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	20
	組織・人員体制	20	14
	雇用及び労働条件	20	12
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	26
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
	公共性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	10
	小計	180	128
小計		500	352
経費削減に対する評価		25	0
合計		525	352

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、250点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パ

ーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\begin{aligned} \text{経費削減に係る得点} &= (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ &\quad \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 500 \end{aligned}$$

(イ) 候補団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、67.0点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(津久井又野公園他5施設)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号

名称 津久井グループ運営共同企業体

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

提案の理由

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 160 号関係資料(その 1)

津久井グループ運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
 平塚市真田 4 丁目 3 9 番 3 8 号
 東海体育指導株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 37 年 6 月 14 日 設立
	昭和 49 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 26 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市都市整備公社から公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
東海体育指導株式会社	昭和 54 年 3 月 20 日 設立

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13 名	基本財産 206,578 千円
	職員 122 名	
東海体育指導株式会社	役員 8 名	資本金 10,000 千円
	従業員 72 名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
東海体育指導株式会社	ア スイミングクラブの管理経営 イ 体育スポーツに関する企画運営 ウ スポーツ用品の器具及び機械の販売 エ 体育施設及び教育施設の清掃業務 オ 体育施設及び教育施設の保守、管理及び警備 カ 労働者派遣事業 キ 介護及び福祉サービスの提供 ク スクールバス等の運行及び送迎サービス ケ 催事の企画及び運営 コ 公園施設の管理、保守及び点検 サ レジャー施設の保守及び管理 シ ホテル、旅館及び宿泊施設の企画、運営及び経営 ス 公衆浴場の企画、運営及び経営 セ 飲食店の企画、運営及び経営 ソ インターネット関連事業 タ アからソまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	ア 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。) イ 横山公園、鹿沼公園及び小山公園の指定管理者(平成

<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>18年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園及び古淵鵜野森公園の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成18年6月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原麻溝公園(競技場、動物公園及びスポーツ広場を除く。)及び相模原北公園(スポーツ広場を除く。)の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>カ 大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>東海体育指導株式会社</p>	<p>ア 津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模原市立相模原球場、相模台公園、古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートの指定管理者(平成21年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者(平成26年6月から現在に至る。)</p> <p>エ 伊勢原市総合運動公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 伊勢原市市ノ坪公園の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

議案第160号関係資料(その2)

津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の指定管理者の選考について

1 選考理由

津久井グループ運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成28年6月6日から同年7月8日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成28年6月24日(参加数 5団体)

ウ 申請の受付 平成28年7月25日から同年8月24日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

平成28年10月5日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(有識者)及び委員(相模原市スポーツ推進審議会委員1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	2 0	1 7
	市民サービス水準の確保と向上	4 0	2 8
	施設等の維持管理の計画・内容	4 0	2 8
	年間事業計画の理念・内容	4 0	2 8
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 8
	管理に必要な人員の配置と業務体制	4 0	2 4
	利用者満足度・利用者ニーズの把握とその反映方法	4 0	2 6
	収支計画	4 0	2 2
	小 計	3 0 0	2 0 1
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	4 0	3 0
	組織・人員体制	2 0	1 4
	雇用及び労働条件	2 0	1 1
	申請団体の事業実績	2 0	1 6
	施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	4 0	2 8
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 0
	公共性への取組	2 0	1 7
	法令等の遵守	2 0	1 2
	小 計	2 0 0	1 3 8
小 計	5 0 0	3 3 9	
経費削減に対する評価		2 5	0
合 計		5 2 5	3 3 9

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準

得点は、250点とした。

- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

- (イ) 候補団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、64.5点(小数点以下1位未満切捨て)である。

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、平成29年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

平成29年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

平成29年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。

平成28年度相模原市一般会計補正予算(第3号)

平成28年度相模原市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額258,900,000千円に歳入歳出それぞれ1,181,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,081,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 48,006,197	千円 194,500	千円 48,200,697
	10 国庫補助金	8,018,674	194,500	8,213,174
80 繰越金		2,577,000	126,700	2,703,700
	5 繰越金	2,577,000	126,700	2,703,700
90 市債		16,186,300	859,800	17,046,100
	5 市債	16,186,300	859,800	17,046,100
歳入合計		258,900,000	1,181,000	260,081,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		千円 1,004,369	千円 4,151	千円 1,008,520
	5 議会費	1,004,369	4,151	1,008,520
10 総務費		23,762,301	32,100	23,794,401
	5 総務管理費	14,193,864	6,000	14,199,864
	10 徴税費	2,236,916	7,500	2,244,416
	13 市民生活費	6,519,880	17,100	6,536,980
	25 人事委員会費	127,808	1,500	129,308
15 民生費		120,469,972	12,000	120,481,972
	5 社会福祉費	50,119,072	6,000	50,125,072
	10 児童福祉費	45,628,138	3,000	45,631,138
	15 生活保護費	24,722,762	3,000	24,725,762
20 衛生費		22,045,022	15,900	22,060,922
	5 保健衛生費	11,321,920	4,000	11,325,920
	10 清掃費	10,067,160	11,100	10,078,260
	15 環境保全費	655,942	800	656,742
40 土木費		23,916,278	1,086,849	25,003,127
	5 道路橋りょう費	9,355,733	48,000	9,307,733
	10 河川費	1,216,152	600	1,216,752
	15 都市計画費	10,943,955	60,000	11,003,955
	20 公園費	1,557,791	1,074,249	2,632,040
45 消防費		7,624,514	25,000	7,649,514
	5 消防費	7,624,514	25,000	7,649,514
50 教育費		19,365,915	5,000	19,370,915
	5 教育総務費	4,657,507	5,000	4,662,507
歳 出 合 計		258,900,000	1,181,000	260,081,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
40 土 木 費	20 公園費	相模原麻溝公園整備事業	千円 1,069,849

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
(土木債) 公園整備費	千円 219,400	千円 859,800	千円 1,079,200
計	16,186,300	859,800	17,046,100

平成 28 年度相模原市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 28 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 260,081,000 千円に歳入歳出それぞれ 4,416,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 264,497,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表地方債補正」による。

平成 28 年 11 月 18 日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 48,200,697	千円 837,499	千円 49,038,196
	5 国庫負担金	39,681,554	31,700	39,713,254
	10 国庫補助金	8,213,174	805,799	9,018,973
60 県支出金		14,242,864	5,248	14,248,112
	10 県補助金	2,932,476	5,248	2,937,724
70 寄附金		46,870	68,000	114,870
	5 寄附金	46,870	68,000	114,870
75 繰入金		9,136,512	4,800	9,141,312
	10 基金繰入金	9,078,031	4,800	9,082,831
80 繰越金		2,703,700	249,953	2,953,653
	5 繰越金	2,703,700	249,953	2,953,653
85 諸収入		16,652,274	154,000	16,806,274
	25 雑入	3,414,994	154,000	3,568,994
90 市債		17,046,100	3,096,500	20,142,600
	5 市債	17,046,100	3,096,500	20,142,600
歳入合計		260,081,000	4,416,000	264,497,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		千円 23,794,401	千円 288,000	千円 24,082,401
	5 総務管理費	14,199,864	288,000	14,487,864
15 民生費		120,481,972	26,808	120,508,780
	5 社会福祉費	50,125,072	48,784	50,076,288
	10 児童福祉費	45,631,138	75,592	45,706,730
20 衛生費		22,060,922	240,897	22,301,819
	5 保健衛生費	11,325,920	240,897	11,566,817
40 土木費		25,003,127	243,311	25,246,438
	5 道路橋りょう費	9,307,733	92,111	9,399,844
	15 都市計画費	11,003,955	151,200	11,155,155
50 教育費		19,370,915	3,616,984	22,987,899
	10 小学校費	5,235,992	2,265,717	7,501,709
	15 中学校費	3,376,662	1,351,267	4,727,929
歳 出 合 計		260,081,000	4,416,000	264,497,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
50	教育費	10	小学校費	麻溝小学校 校舎等改築事業	千円	千円	千円	千円
			1,143,689	28	161,277	1,143,689	28	475,724
				29	982,412		29	667,965

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業（県道510号（長竹川尻）道路改良事業）	千円 50,735
		橋りょう長寿命化事業	41,376
	15 都市計画費	新しい交通システム推進事業	7,200
		組合施行土地区画整理事業（当麻宿地区土地区画整理事業）	55,097
		都市計画道路等整備事業（県道51号（町田厚木）道路改良事業ほか1）	144,000
	50 教育費	10 小学校費	学校給食施設・設備整備事業
小学校校舎改造事業			607,900
小学校屋内運動場改修事業			148,800
小学校校舎等整備事業（トイレ整備事業ほか2）			1,228,500
小学校工事設計等委託			19,550
15 中学校費		中学校校舎改造事業	234,017
		中学校屋内運動場改修事業	691,200
		中学校校舎等整備事業（トイレ整備事業ほか1）	615,300
	中学校工事設計等委託	22,050	

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
東 林 ふ れ あ い セ ン タ ー 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	187,165
老 人 福 祉 セ ン タ ー 湫 松 園、 老 人 福 祉 セ ン タ ー 若 竹 園 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	504,430
環 境 情 報 セ ン タ ー 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	124,050
相 模 湖 ふ れ あ い パ ー ク 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	19,550
相 模 原 麻 溝 公 園 競 技 場、 相 模 原 麻 溝 公 園 第 2 競 技 場、 相 模 原 麻 溝 公 園 ス ポ ー ツ 広 場、 相 模 原 麻 溝 公 園 グ ラ ウ ン ド 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	583,070
津 久 井 又 野 公 園、 相 模 湖 林 間 公 園、 小 倉 テ ニ ス コ ー ト、 小 倉 プ ー ル、 名 倉 グ ラ ウ ン ド、 ふ じ の マ レ ッ ト ゴ ル フ 場 指 定 管 理 経 費	平成28年度から 平成33年度まで	829,775
た て し な 自 然 の 村 施 設 解 体 事 業	平成28年度	0
	平成29年度	86,400

第5表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(土木債)			
道路整備費	1,097,500	18,000	1,115,500
街路整備費	121,000	46,400	167,400
土地区画整理費	204,200	2,400	206,600
(教育債)			
小学校整備費	293,800	1,865,900	2,159,700
中学校整備費	730,200	1,163,800	1,894,000
計	17,046,100	3,096,500	20,142,600

平成28年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額957,000千円に歳入歳出それぞれ181,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,138,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

平成28年11月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		千円 404,010	千円 90,500	千円 494,510
	5 国庫補助金	404,010	90,500	494,510
25 市債		303,800	90,500	394,300
	5 市債	303,800	90,500	394,300
歳入合計		957,000	181,000	1,138,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 麻溝台・新磯野第一 整備地区土地区画整 理事業費		千円 953,637	千円 181,000	千円 1,134,637
	5 麻溝台・新磯野第一 整備地区土地区画整 理事業費	953,637	181,000	1,134,637
歳 出	合 計	957,000	181,000	1,138,000

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
土地区画整理費	303,800	90,500	394,300
計	303,800	90,500	394,300

平成28年度相模原市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度相模原市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成28年度相模原市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
2 主要な建設改良事業			
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	3,325,585千円	293,100千円	3,618,685千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 公共下水道資本的収入	6,891,296千円	293,100千円	7,184,396千円
第1項 公共下水道企業債	3,357,000千円	213,100千円	3,570,100千円
第5項 公共下水道国庫補助金	412,986千円	80,000千円	492,986千円
	支 出		
第1款 公共下水道資本的支出	10,790,273千円	293,100千円	11,083,373千円
第1項 公共下水道建設改良費	3,483,285千円	293,100千円	3,776,385千円

(企業債)

第4条 予算第5条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道建設費充当	2,710,700千円	213,100千円	2,923,800千円
合 計	3,773,400千円	213,100千円	3,986,500千円



平成28年11月18日提出

相模原市長 加山 俊 夫

人事委員会の委員の選任について
次の者を、本市人事委員会の委員に選任したいので同意されたい。

平成28年11月25日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 俣 邦 正	

提案の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成28年11月25日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	鈴 木 孝 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 11 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	坂 本 征 夫	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成28年11月25日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	三 代 宏 次	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 11 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	青木美代子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 11 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大 貫 薫	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 11 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████ ██████████	内 田 淑 子	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 11 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■	奥 山 文 子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成 28 年 11 月 25 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	田 中 美 奈 子	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 条の 2 中第 8 項を第 13 項とし、第 7 項を第 12 項とし、第 6 項を第 11 項とし、第 5 項の次に次の 5 項を加える。

6 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

7 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

8 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

9 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

10 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第 6 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 31 条第 2 号ア(イ)の項中「第 31 条第 2 号ア(イ)」を「第 2 号ア(イ)」に改め、同表第 31 条第 2 号ア(ウ)の項中「第 31 条第 2 号ア(ウ)」を「第 2 号ア(ウ)」に改め、附則第 6 条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 31 条第 2 号ア(イ)の項中「第 31 条第 2 号ア(イ)」を「第 2 号ア(イ)」に改め、同表第 31 条第 2 号ア(ウ)の項中「第

31条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改め、附則第6条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第31条第2号ア(イ)の項中「第31条第2号ア(イ)」を「第2号ア(イ)」に改め、同表第31条第2号ア(ウ)の項中「第31条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改め、附則第6条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第31条第2号ア(イ)の項中「第31条第2号ア(イ)」を「第2号ア(イ)」に改め、同表第31条第2号ア(ウ)の項中「第31条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定及び附則第7項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第4条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に取得された新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第4条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に取得された新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第4条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に取得された新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課すべき平成29年

度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例附則第4条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に取得された新法附則第15条第33項第2号八に規定する設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例附則第6条第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加、軽自動車税の税率の特例に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 175 号関係資料

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める規定の追加(附則第4条の2関係)

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準は、3年度分限り、当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準となるべき価格に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する範囲内において条例で定める割合を乗じて得た額とされたが、参酌すべき割合以外とする特段の理由はないことから、条例で定める割合を次のとおりとするもの

対象設備	区分	地方税法に規定する範囲	条例で定める割合
特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	3分の2を参酌して 2分の1以上6分の5以下	3分の2
	風力発電設備		
	水力発電設備	2分の1を参酌して 3分の1以上3分の2以下	2分の1
	地熱発電設備		
	バイオマス発電設備		

(2) 軽自動車税の税率の特例に係る規定の改正(附則第6条関係)

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受け、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税について、平成29年度分の当該軽自動車税に限り、その環境性能に応じて税率を軽減するもの(現行の軽自動車税に係る特例措置の1年間延長)

ア 軽乗用車

区分	税率	対象となる軽乗用車の特例税率		
		電気軽自動車等	平成32年度 燃費基準+	平成32年度 燃費基準等

				20%等達成車	達成車
三輪のもの		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上のもの	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円

イ 軽貨物車

区分	税率	対象となる軽貨物車の特例税率			
		電気軽自動車等	平成27年度燃費基準 + 35%等達成車	平成27年度燃費基準 + 15%等達成車	
三輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上のもの	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1(2)及び2(2)イに係る規定は、平成29年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(1)の規定は、平成28年4月1日以後に取得された設備に対して課すべき平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用することとするもの

イ 1(2)の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例によることとするもの